

令和元年 1 2 月定例会

長 和 町 議 会 会 議 録

令和元年 1 1 月 2 9 日 開 会

令和元年 1 2 月 1 3 日 閉 会

長 和 町 議 会

令和元年12月 議会関係日程表

令和元年11月29日招集

月	日	曜日	区 分	摘 要
11	12	火		9:00 議会全員協議会
	13	水		
	14	木		
	15	金		
	16	土	休 日	
	17	日	休 日	
	18	月		12:00 一般質問締切日
	19	火		9:00 議会運営委員会
	20	水		
	21	木		
	22	金		
	23	土	休 日	
	24	日	休 日	
	25	月		
	26	火		
	27	水		
	28	木		
	29	金	本 会 議	9:30 12月定例会開会（議案の上程）
	30	土	休 日	
	12	1	日	休 日
2		月	休 会	
3		火	休 会	
4		水	休 会	
5		木	委 員 会	9:00 総務経済常任委員会…役場 議場
6		金	本 会 議	9:00 一般質問
7		土	休 日	
8		日	休 日	
9		月	休 会	
10		火	委 員 会	9:00 社会文教常任委員会…役場 議場
11		水	休 会	
12		木	休 会	
13		金	本 会 議	9:30 議会再開（委員長報告・質疑・討論・採決・閉会）
		14	土	
	15	日		

会期15日間

第 1 号

( 1 1 月 2 9 日 )

## 議 事 日 程

令和元年11月29日  
午前 9時30分 開会  
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第24号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第25号 議員派遣報告
- 日程第 5 報告第26号 指定管理者の指定の取り消しについて（長和町道の駅直売所）  
(町長提出)
- 日程第 6 議案第78号 長和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 7 議案第79号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 8 議案第80号 長和町税条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 9 議案第81号 長和町特産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第10 議案第82号 長和町指定居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第11 議案第83号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第4号）について  
(町長提出)
- 日程第12 議案第84号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について  
(町長提出)
- 日程第13 議案第85号 令和元年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について  
(町長提出)

- 日程第 1 4 議案第 8 6 号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について  
（町長提出）
- 日程第 1 5 議案第 8 7 号 令和元年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第 2 号）について  
（町長提出）
- 日程第 1 6 議案第 8 8 号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について  
（町長提出）
- 日程第 1 7 議案第 8 9 号 令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第 2 号）について  
（町長提出）
- 日程第 1 8 議案第 9 0 号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて  
（町長提出）
- 日程第 1 9 委員会付託について

追 加 議 事 日 程 (第 1 号の追加 1)

令和元年 11 月 29 日

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 議長辞職の件について

日程第 2 議長選挙について

追 加 議 事 日 程 (第 1 号の追加 2)

令和元年 11 月 29 日  
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 副議長辞職の件について

日程第 2 副議長選挙について

追 加 議 事 日 程（第 1 号の追加 3）

令和元年 11 月 29 日

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議席の一部変更について
- 日程第 2 常任委員会の委員の選任について
- 日程第 3 議会運営委員会の委員の選任について
- 日程第 4 依田窪医療福祉事務組合議会の議員選挙について
- 日程第 5 上田市長和町中学校組合議会の議員の選挙について
- 日程第 6 上田地域広域連合議会の議員選挙について

令和元年長和町議会12月定例会（第1号）

令和元年11月29日 午前 9時30分開会

出席議員（10名）

1番	佐藤恵一	議員	2番	渡辺久人	議員
3番	田福光規	議員	4番	森田公明	議員
5番	宮沢清治	議員	6番	伊藤栄雄	議員
7番	柳澤貞司	議員	8番	小川純夫	議員
9番	羽田公夫	議員	10番	田村孝浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	辰野登志男	君	総務課長	金山睦夫	君
企画財政課長	藤田仁史	君	建設水道課長	龍野正広	君
建設水道課専門幹	上野公一	君	こども・健康推進課長	長井剛	君
町民福祉課長	藤田孝	君	情報広報課長兼会計管理者	城内秀樹	君
産業振興課長	藤田健司	君	教育課長	宮阪和幸	君
教育課専門幹	大竹幸恵	君	総務課長補佐	小林義明	君
代表監査委員	名倉俊城	君			

議会事務局出席者

事務局長	中原良雄	君	議会事務局書記	宮澤志緒	君
------	------	---	---------	------	---

◎開会の宣告

○議長（田村孝浩君） おはようございます。

定数、定刻、至りましたので、令和元年12月長和町議会第4回定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田村孝浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議規則第127条の規定に基づき、議長において、3番、田福光規議員、8番、小川純夫議員の両議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（田村孝浩君） 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、11月19日開催の議会運営委員会において、別紙のとおり決定しておりますので、議会事務局長より報告いたします。

中原事務局長。

○事務局長（中原良雄君） おはようございます。それでは、議会の日程を申し上げます。

お手元の議案書1ページをごらんください。

11月19日に開催されました議会運営委員会において会期が決定いたしました。

本日、12月定例会の開会となります。

12月5日、総務経済常任委員会を開催いたします。

12月6日、一般質問が4名の方からございます。

12月10日、社会文教常任委員会を開催いたします。

12月13日、議会再開、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期は15日間となりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日11月29日から12月13日までの15日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日29日から12月13日までの15日間と決定をいたしました。

---

○議長（田村孝浩君） ここで報告いたします。

本定例会に提出されました案件は、報告第24号から26号の報告3件、議案第78号から83号までの条例案5件、議案第83号から89号までの補正予算案7件、議案第90号 教育委員会からの委員の任命につき同意を求める案1件であります。

これより会議に入ります。

---

◎日程第3 報告第24号 例月出納検査結果報告

○議長（田村孝浩君） 日程第3 報告第24号 例月出納検査結果について、名倉俊城代表監査委員から報告を求めます。

名倉代表監査委員。

○代表監査委員（名倉俊城君） おはようございます。

それでは、例月出納検査結果報告をさせていただきます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

去る11月21日、令和元年度10月分の例月出納検査結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、以下の資料御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

---

◎日程第4 報告第25号 議員派遣報告

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第4 報告第25号 議員派遣報告について、議員派遣については、私から報告いたします。

お手元の議案書の4の1ページから記載してありますとおり、10月10日に下諏訪議会議員との研修会が行われました。

また、総務経済常任委員会では、11月6日から7日にかけて新潟県へ、社会文教常任委員会では、10月31日町内福祉施設の視察、また11月7日から8日にかけて兵庫県へ、議員視察研修を行いました。

内容につきましては、ここに記載してあるとおりでございます。御参加いただき、御苦労さまでございました。

---

◎日程第5 報告第26号 指定管理者の指名取り消しについて（長和町道の駅直売所）

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第5 報告第26号 指定管理者の指定取り消しについて担当課長から報告を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） おはようございます。それでは、よろしく願いいたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

報告第26号 指定管理者の指定の取り消しについてでございます。

地方自治法第244条の2第11項の規定により、長和町道の駅直売所の指定管理者の指定の取り消しについて御報告をするものでございます。

1、施設の名称は、長和町道の駅直売所。

指定管理者の名称、長和町道の駅農産物直売所組合、代表者、組合長、竜野重人、主たる事務所の所在地、長野県小県郡長和町古町2643-1。

指定期間、現在の指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までというものでございます。

指定取り消し年月日につきましては、あすになりますが、令和元年11月30日ということでございます。

取り消しの理由です。施設の廃止による取り消しということでございますので、よろしくお願いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

---

◎日程第 6 議案第78号 長和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)

◎日程第 7 議案第79号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
(町長提出)

◎日程第 8 議案第80号 長和町税条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)

◎日程第 9 議案第81号 長和町特産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)

◎日程第10 議案第82号 長和町指定居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止する条例の制定について  
(町長提出)

◎日程第11 議案第83号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第4号）について  
(町長提出)

◎日程第12 議案第84号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補

正予算（第3号）について

（町長提出）

◎日程第13 議案第85号 令和元年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

（町長提出）

◎日程第14 議案第86号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

（町長提出）

◎日程第15 議案第87号 令和元年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について

（町長提出）

◎日程第16 議案第88号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第3号）について

（町長提出）

◎日程第17 議案第89号 令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第2号）について

（町長提出）

◎日程第18 議案第90号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

（町長提出）

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第6 議案第78号 長和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第18 議案第90号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） どうも皆さん、おはようございます。ちょっと風邪を引いてしまいました、こんな声でお聞き苦しい点あろうかと思いますが、御容赦いただきたいと思えます。

さて、令和元年もあと1カ月余りとなり、寒さも一段と増してまいりました。週明け12月2日には、ブランシュたかやまスキー場の安全祈願祭が予定されておりまして、今シーズンこそはスキー場にとって降雪に恵まれ、素晴らしいシーズンになることを願ってまいりたいと考えているところでございます。

本日ここに、長和町議会12月定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中、議員各位の御出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、10月12日から翌日にかけて、長野県を初め東日本、東北地方に大きな爪跡を残した台風19号につきましては、当町にも大量の降雨と強風をもたらしました。時間最大雨量は長久保で30ミリ、累積雨量は長門牧場で約350ミリ、最大瞬間風速は26.7メートルに達したところであり、また停電、断水など、町民生活と経済活動に深刻な影響を受けたところであります。

当町の被害としては、現在のところ住家の床下浸水が26件、事業所の全壊1戸、事務所の床上浸水1戸のほか、道路などの公共土木施設は単独事業となる小規模なものも含めて74カ所、農地や農道、用水路などの農業用施設は同じく小規模なものも含めて109カ所、林道は48路線中34路線が不通となる被害を受けるなど、これらを合わせると20億円前後の被害額になることが見込まれます。これに加え県管理の国・県道、河川施設等の被害を含めると、甚大な被害を受けたと考えております。

こうした中であって、住民の皆様の迅速な行動によって500人以上の方に避難していただき、消防団や議会議員の皆さん、自治会や自主防災の皆さんを初め、多くの関係者の皆さんの御協力により、人的被害を未然に防ぐことができました。それぞれの立場で御協力をいただいた皆様に対し感謝を申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げますところでございます。

被害箇所のうち、地域の皆さんの生活に影響の大きい大門落合地籍の国道152号崩落現場の復旧につきましては、当初12月の中旬を目途に仮復旧させる予定でしたが、地元の御理解と関係者の御努力によりまして、本日午後3時から片側通行が可能になるということであり、本格的な冬を前に地域生活やスキー場などの観光面にとって、一安心できるのではないかと考えております。県では、引き続き本復旧を進めていくとのことですので、町といたしましても、早期の完全復旧に向けて引き続き協力してまいりたいと考えております。

町で行う被害箇所の復旧については、来月9日から順次災害査定が実施されますので、国庫補助事業関係と単独事業を合わせ本議会の補正予算で提出申し上げたところであり、災害査定が進捗によっては、今後追加の補正予算を提案させていただく予定としております。

今回の災害復旧に関しましては、この25日に県や市長会、町村会など5団体で「ワン・ナガノ」を合言葉に、住民やボランティア、行政などが力を結集させて復興に取り組もうとアピールしたところであります。これからも関係者力を合わせて、復旧復興に息の長い取り組みが必要であると考えております。

今回の災害は、激甚災害に指定されたところでありますので、財源となります国庫補助率のアップと起債の充当率及び後年度の交付税参入率もアップとなります。当面の課題は、これらの支援を十分活用し、町としましても特に農業用施設につきましては、来年の作付に間に合うよう優先順位を検討しながら、一日も早い復旧に向けて努力をしてまいることだと考えております。

国内情勢に目を向けますと、9月11日には第4次安倍改造内閣が発足をし、10月1日からは消費税が8%から10%にアップされたところです。

内閣府は11月の月例経済報告で、「景気は緩やかに回復している。」としておりますが、消費税アップ前から景気の動向は心配されたところで、9月の景気動向指数においては、「悪化を示している。」としており、消費税率引き上げの駆け込み需要や、来年7月に開幕する東京オリンピック、その後のパラリンピックの関連などの建設需要にも支えられてきた景気の冷え込みを心配するところです。加えて、外的要因としては英国のEU離脱問題やアメリカと中国の対立により中国経済の減速など、経済の不透明感は増していると考えられます。

また、この秋だけでも台風15号、19号とその後の前線による大雨被害というように大きな災害が頻発しているところであり、経済運営の面でも安全、安心を確保する防災の面でも、政府にはしっかりと対応してもらいたいと考えております。

地域の安全、安心を確保するという面では、9月末に突然厚生労働省が病院名を上げて、公立病院の再編、統合の議論が必要との報道があり、この中で、国保依田窪病院も対象病院に位置づけられましたことは大変な問題であると感じております。

全国町村会でも、これに対し「関係住民に過度の不安を与えかねず、極めて危険」とする意見を表明したところであります。

こうした報道が事前に何の前触れもなく、いきなり公表され、また、選定の理由として病院ごとに果たす役割が異なる地域の実情や、病院が設置された経過などが全く考慮されていないことでもありますので、今後引き続き、採算点でははかれない地域医療だからこそ公立病院が必要との立場で、町長として、さらには長野県町村会長として、機会あるごとに国に強く訴えてまいりたいと考えております。

今年度議会の皆様に御理解と御協力をいただきながら進めております道の駅に建設中の大型農畜産物直売所建設事業と、樫の木福祉会が進めております山の子学園の新築にあわせ建設いたします古町コミュニティー施設整備関係につきまして、現在の状況等申し上げたいと思います。

まず、直売所建設事業ですが、本年5月の着工以来、建築主体、機械設備、電気設備、足湯施設ともに全て順調に進んでおるところでございます。また、出荷者組織や運営組織につきましても鋭意協議を重ね、それぞれ準備を進めているところであります。

直売所は町の活性化のため町で設置するものであり、その運営を民間活力によりお願いするものでございます。運営が軌道に乗るまでには思いもよらぬ問題や困難も考えられるところで、設置者の責任として何らかの支援は必要と考えております。今後運営会社の方と議会の皆さんとの懇談会を予定しておりますが、その場などで運営会社の意気込みや考えを御理解をいただきながら、私どもとしても十分検討した上で来年度予算に反映させ議会に諮ってまいりたいと考えております。

古町コミュニティー施設につきましては、コミュニティー施設と一体化して整備を行います山の子学園の障害者支援施設と合わせ施設の規模や内容、一体化するための方法など、施設建設に向けての所要件について、山の子学園と打ち合わせを行ってまいりました。

先般、これらの諸要件がまとまりましたので、設計業者の選定を進めていくため、12月11日

に議長、社会文教常任委員長、古町財産区議長、地元自治会長さん、樫の木福祉関係者の皆さんなどにも参加いただいて設計コンペを実施する予定であります。設計業者が決まりましたら、実施設計の段階へ進んでいくわけでありますが、古町地区の皆様を対象とした住民説明会を開催し、図面等お示ししながら地元の皆さんの御意見を伺って、実施設計に生かしてまいりたいというふうに考えております。

次に、11月3日に行われた町の総合文化祭において、町の発展に貢献されました2名の方に功労者表彰を授与させていただきましたので御紹介したいと存じます。

まず、10年にわたり信州・長和町観光協会長をお務めいただきました小林和夫様は、美ヶ原トレイルランやウイスキー&ビアキャンプなどのイベントの開催に尽力され、ことしで9年目を数える両イベントとも、ますます盛大となり町の観光と産業に多大なる貢献をされました。

有限会社ズキ自動車代表取締役鈴木武様は、国道152号線沿いの長久保大石地籍に町の木「山桜」や町の花「ツツジ」約520本を植栽して公園化整備をしていただいた上で御寄附を賜りました。

両名の方には、町政の発展と地域づくりへの功績に対しまして、改めて深く敬意を表すものであります。まことにありがとうございました。

また、私は町村会長として今年14日から21日まで、在ブラジル県人会の60周年記念式典の出席を主な目的に、ブラジルを訪問してまいりました。阿部知事、市長会長の加藤長野市長は台風19号被害対応のため急きょ欠席となってしまいましたが、小岩副知事、清沢県会議員初め、多くの招待者の皆さんと60周年を祝ってまいりました。

ブラジル県人会の皆さんもふるさと長野県の被災には大変関心を持っておられまして、私どもと同じように被害状況を知っておりましたことには、驚かされたところです。早速義援金の募集を行うとのことのお話が進んでおり、ふるさとを思う気持ちに感謝をいたしましたところです。また、長和町出身の方ともお会いすることができ、大変有意義な訪問になったと感じております。

それでは、今議会に提案をさせていただきました条例改正案4件、廃止する条例案1件、補正予算案7件、人事案件1件につきまして、順次説明をさせていただきます。

最初に、条例にかかわる案件であります。議案第78号 長和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。特別職等報酬審議会の答申のとおり、条例に規定する委員等の整理を行うとともに、県の最低賃金などを参考に1日当たりの報酬を6,600円から7,000円に改正するものであります。

議案第79号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。表題にございます法律の施行に伴い、成年被後見人であることを理由に不当に扱われることのないよう、関係条例を一括して一部改正する条例でございます。

議案第80号 長和町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。町

民税の減免規定について、災害を受けた場合の減免規定等を追加する改正が主なものとなっております。

議案第81号 長和町特産物直売所条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。道の駅マルメロの駅ながと内に大型農畜産物直売所を建設することに伴い、必要な条例の一部改正を行うものでございます。

議案第82号 長和町指定居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止する条例の制定につきまして御説明申し上げます。介護保険制度が始まった当初は、町で居宅介護支援事業を行ってまいりましたが、現在その必要がなくなったことから条例を廃止するものであります。

次に、補正予算関係の議案について順次御説明申し上げます。

最初に、議案第83号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第4号）につきまして、主な内容を説明させていただきます。

歳出につきまして、事業進捗に伴う増減の補正のほか、農林水産業費においては、台風被害による獣害防止策の補修用の資材費、消防費においては、災害に係る経費を計上させていただきました。

災害復旧費におきましては、農業用施設、林業施設、土木施設と分けまして予算計上いたしました。金額につきましては、災害査定前であること、見積もりの段階ということもあり、今後精査の上改めて補正等提案させていただくことになろうと考えております。

次に、歳入につきまして主な内容を説明させていただきます。

国・県の負担金及び補助金であります。歳出の補正予算で計上させていただきました各事業や災害に伴う負担補助を見込みまして、補正を計上させていただきました。

このほか、繰入金においては財政調整基金繰入金の増額補正を、町債におきましては、災害復旧に関します災害復旧事業債を増額計上させていただきました。

以上、一般会計全体で9,593万1,000円の増額をお願いするものであり、補正後の予算総額は64億4,529万円であります。

続きまして、議案第84号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）から議案第89号 令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第2号）の主な内容について説明させていただきます。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険特別会計補正予算につきましては、それぞれ実績に応じた補正予算が主なものとなっております。

観光施設事業については、除雪車に関する経費の増額補正が主なものとなっております。

上水道事業会計、公共下水道事業及び排水処理施設事業会計におきましては、台風19号による災害復旧費に係る補正予算が主なものであります。

最後に、議案第90号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてであります。教育委員の任期は4年ありますが、この12月2日に4年間の任期が満了となります1名の教育委員について、その後任となる委員の任命につきまして、議会の同意をお願いするものであ

ります。

以上、本定例会に提案させていただきました議案について概要を説明させていただきました。詳細につきましては御審議の際、それぞれ担当者より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ただいま 10 時ですので、10 時 10 分まで休憩といたします。

休 憩 午前 10 時 00 分

---

再 開 午前 10 時 10 分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第 6 議案第 78 号 長和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 10 議案第 82 号 長和町指定管理居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止する条例の制定についてまでを一括して議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、条例案件につきまして、順次御説明いたします。

議案書の 6—1 ページをごらんください。

議案第 78 号 長和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。改正地方公務員法により、特別職非常勤職員の任用が厳格化されましたので、現在規定のない委員等の報酬額を規定するとともに、日額報酬について、長野県の最低賃金を踏まえて現行 6,600 円を 7,000 円に改正するものです。

なお、これらの改正の内容は、10 月 21 日に開催した長和町特別職等報酬審議会の答申に沿ったものでございます。

6—5 ページからの新旧対照表をごらんください。

主な内容としましては、6—6 ページ、下のほうにございます固定資産評価審査委員会委員から 6—7 ページのほうに続きます自然環境保全審議会委員までの委員、それから 6—8 ページ上段の公民館運営審議会委員、社会教育委員の報酬については、6—9 ページ、下から 2 段目に規定します地方公務員法 3 条第 3 項第 2 号に規定する委員として、まとめて整理したものですので、委員会等がなくなったものではございませんので、御承知おきください。

6—8 ページ、中段の町税及び国民健康保険等の徴収嘱託員、認知症初期集中支援チーム、健康づくり推進員は現行の運用どおり追加するものでございます。なお、公民館長につきましては、会計年度任用職員として 9 月議会で承認いただいたとおりですので、よろしく申し上げます。

条例の施行日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

次に、議案書、7-1ページをごらんください。議案第79号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律がこの12月14日から施行されることに伴い、成年被後見人であることを理由に不当に扱われることのないよう、7-2ページ、第1条から順に職員の分限に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、7-3ページになりまして、上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例のそれぞれ該当部分を改正するものです。施行日は、法律の施行日と同じ12月14日としております。

次に、議案書の8-1ページをごらんください。

議案第80号 長和町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の災害に関しまして、県の助言もあり、町民税の減免規定について災害を受けた場合の減免規定等を追加する改正が主なものです。内容につきましては、議案書の8-3ページ、新旧対照表をごらんください。51条で町民税の減免規定を定めておりますが、6項と7項を追加するものです。また、71条では、固定資産税に係る減免規定を定めておりますが、4項について、より明確な文言に改正するものです。

条例の施行日は公布の日からとしております。

次に、議案書の9-1ページをごらんください。

議案第81号 長和町特産物直売所条例の一部を改正する条例の制定につきまして議会の議決をお願いするものでございます。

大型農畜産物直売所を建設することに伴い、名称等を改正するものです。

議案書9-3ページ、新旧対照表をごらんください。

2条で名称と位置、3条の指定管理施設の名称を改正するとともに、4条で指定管理とする業務の内容を改正、追加するものです。

条例の施行日は公布の日からとしております。

最後に、議案書の10-1ページとなります。

議案第82号 長和町指定居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。介護保険制度が始まった当初は町で居宅介護支援事業を行ってまいりましたが、現在は地域の居宅介護支援事業所により充足されておりますので、本条例をことしいっぱい廃止するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（田村孝浩君） 以上、議案の説明を終わります。

なお、本定例会に上程された議案第90号 長和町の教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを除く議案につきましては、全て委員会付託を予定しておりますので、詳細な質疑につきましては、後刻、所属する担当委員に委ねていただき、総括的、大綱的なものについての質疑をお願いをしたいと思います。以後、同様をお願いいたします。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第11 議案第83号 令和元年度長和町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長(藤田仁史君) それでは、よろしくお願いたします。

議案書11ページになります。1枚おめくりをいただきまして、議案第83号 令和元年度長和町一般会計補正予算(第4号)について御説明を申し上げます。

歳入歳出の補正につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に9,593万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ64億4,529万円とするものでございます。

5ページをごらんください。

第2表、債務負担行為につきましては、土地評価がえに伴い行う調査業務を来年8月までにデータ更新をするための2カ年事業となることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

6ページをごらんください。

第3表、地方債補正につきましては、災害復旧事業債を3,290万円増額し、限度額を2億4,870万円とするものでございます。

詳細につきましては、11ページからとなります。主な内容について御説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

歳入につきましては、国庫支出金で農林業施設災害復旧費補助金420万円、土木施設災害復旧費補助金2,326万9,000円の増額となります。

12ページ、県補助金の関係でございます。長野県地域医療介護総合確保事業補助金は見込みよりも交付決定額が少なかったため、315万円の減額補正となりました。財政調整基金繰入金につきましては、歳出の増額に合わせまして3,609万7,000円の増額補正となっております。

13ページの町債につきましては、補助災害復旧事業債の公共土木施設関係で2,320万円、農業用施設関係で370万円、一般単独災害復旧事業債の林業関係で600万円をそれぞれ増額補正をさせていただいたものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

14ページをお開きください。

議会費につきましては、先ほども御紹介ありましたとおり、職員の産休に伴う臨時職員雇用に係る経費の増額でございます。

総務費関係では、和田支所、長久保支所の管理経費の増額、コミュニティー助成事業の精算による補正、16ページでございますけれども、16ページの賦課徴収費では、先ほどもお話申し上げましたが、令和3年度の土地評価がえに向けての測量及び業務委託に関する補正でございます。

17ページになりますが、民生費関係では、福祉医療給付事業、障害者自立支援給付費等の実績見込みによる増額補正、障害福祉費の地域生活支援事業が平成30年度の国庫補助金の精算に伴います返還金の補正をお願いするものでございます。

18ページになりますが、老人福祉費の後期高齢者医療給付費負担金は、実績見込みによる減額、同じく後期高齢者医療特別会計操出金も医療保険基盤安定負担金の決定に伴う減額補正となっております。

19ページになりますが、在宅福祉費の介護保険特別会計の操出金につきましては、今年度末までの実績見込みにより、1,613万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。また福祉施設の開設準備経費支援金に係る県補助金が見込んでいた額を確保できなかったため、475万円の減額となっております。

20ページになりますが、衛生費関係では、小型家電や金属くずなどのごみ処理単価増額に伴う手数料、並びに台風19号による災害ごみ処理費用としまして、430万5,000円の補正を計上させていただきました。

農林水産業費関係では、台風被害による獣害防止柵の補修用の資材費の増額補正、21ページになりますが、農地費では、水路改良工事に関して増額の補正、下段の林業費では松くい虫防除委託及び森林造成事業のかさ上げ補助の増額補正、それから林道橋梁点検業務委託につきまして、補正計上させていただきました。

22ページになります。土木費関係では、道路改良工事の用地測量に係る経費及び工事費の増額補正を計上させていただいております。

23ページからの教育費関係につきましては、仏岩登山道、中山道和田峠での支障木の処理業務委託の増額補正のほか、史跡星糞峠黒耀石原産地遺跡発掘調査事業等の補正を計上させていただきました。

26ページになりますが、26ページからの災害復旧費関係では、道路、河川、橋梁、水路、林道など、台風19号の災害復旧に係ります国庫補助、町単独事業の測量委託、町単独事業の復旧工事費及び原材料費等の経費を計上させていただいております。

以上のような内容で補正をさせていただいておりますが、詳細につきましては、委員会審議において各担当から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第12 議案第84号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)についてから、日程第14 議案第86号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを一括して議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長(藤田 孝君) それでは、御説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第84号ということで、議案書の12ページをお開きいただきまして、1ページ目をおめくりください。議案第84号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出にそれぞれ244万3,000円を追加をさせていただきますと、歳入歳出の合計を8億3,673万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、9ページをお開きください。まず9ページの歳入といたしまして、款5項2目4国民健康保険制度関係事業補助金並びに目5社会保障番号制度システム整備補助金につきましては、現在国では全ての医療保険者等を対象に2021年度、令和3年度の運用開始を目指し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職、退職等により、加入する保険者は変わっても、個人単位で資格情報等のデータを一元化管理することができる、オンライン資格確認システムの構築を現在進めております。その構築費等の補助として合計で109万9,000円を計上させていただくものでございます。

次に、款6項1目1保険給付費等交付金の特別調整交付金につきましては、国保依田窪病院における医療機器整備に対する交付金の決定により5万円の増額と、都道府県繰入金につきましては、被保険者証と高齢受給者証の一体化に伴いますシステム構築費として48万4,000円を増額するものでございます。

次に10ページの歳出でございますけど、款1項1目1一般管理費の需用費、役務費につきましては、実績と今後の目標を勘案しまして、増額補正となっております。

13の委託料につきましては、歳入で御説明をさせていただきましたとおり、オンライン資格確認システム対応のためのシステム構築費等として、109万1,000円を計上させていただきます。12の予備費につきましては、以上の歳入歳出により総額の調整を行うものでございます。

続きまして、議案書13ページです。1ページ目をお開きください。

議案第85号 令和元年度長和町後期高齢者医療特別会計補正(第2号)について説明をさせていただきます。既定の歳入歳出にそれぞれ513万5,000円を追加をさせていただきますと、歳入歳出の総額を8,750万円とするものでございます。内容でございますけど、9ページをお

開きください。

まず歳入におきましては、款1項1後期高齢者医療保険料につきましては、保険料の収納状況を勘案いたしまして、特別徴収保険料を287万3,000円の増額、普通徴収保険料を318万3,000円を増額するものです。款4繰入金につきましても、実績と今後の見込みを勘案しまして、補正をさせていただいております。

10ページの歳出ですけど、歳入の補正に伴いまして、後期高齢者医療広域連合納付金として513万7,000円を増額するものでございます。予備費につきましては、総額調整の補正となっております。

続きまして、議案書の14、1ページ目をお開きいただきまして、議案第86号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出にそれぞれ1億2,162万4,000円を追加をさせていただきまして、歳入歳出の総額を10億9,916万円とするものでございます。

9ページをお開きください。今回の補正につきましては、今までの実績と今後の見込みを勘案をさせていただきまして、保険給付費にかかわる補正が主なものとなっております。

まず歳入の款1項1目1第1号被保険者保険料につきましては、616万円の減額、款3項1目1介護給付費負担金につきましては、実績と今後の給付見込みを勘案しまして、介護給付費が増額となることから、介護給付費負担金につきまして増額となっております。

以下、款3項2国庫補助金から11ページの款8一般会計繰入金につきましても、実績と今後の見込みを勘案をさせていただきまして、また、各種事業に対する交付決定に伴う補正となっております。

次に、12ページをお開きください。

12ページの歳出ですけど、まず款1項1目1一般管理費、13の節13委託料につきましては、システム改修の終了に伴う不用額の減、節18の備品購入費につきましては、国保連データ送信システムの端末の更新のため、44万円を計上させていただきました。

続きまして、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス費から20ページの款4地域支援事業、項2介護予防生活支援サービス事業費につきましては、実績と今後の見込みを勘案しての補正と、財源内訳の変更となっております。

主なものとしましては、要介護者へのサービス利用時の給付費として、12ページにお戻りいただきたいんですけど、居宅でのサービスである目1居宅介護サービス費が4,000万円の増、同じく13ページになりますけど、施設でのサービスである施設介護サービス給付費として7,650万円の増額補正となっております。

また、14ページからの要支援者事業対象者への項2介護予防サービス利用時に給付する保険給付費につきましても、実績と今後の見込みを勘案しての補正となっております。

次に、22ページですけど、款6項1目2償還金につきましては、平成30年度の介護給付費の

精算によりまして、国等への償還金が生じることによりまして、14万7,000円の増額となっております。予備費につきましては、歳入歳出の補正に伴います総額調整をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第15 議案第87号 令和元年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

上野建設水道課専門幹。

○建設水道課専門幹（上野公一君） それでは、御説明させていただきます。

議案書の15ページからになります。この1ページをお開きください。

議案第87号 令和元年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

条文予算ですが、第1条といたしまして、歳入歳出予算の増減はなく、総額は1億978万3,000円が変わらずでございます。詳細につきましては、6ページをごらんください。

6ページの款1総務費の歳出で、前年度決算額の確定による消費税、予定納税額の増、またその下、学者村除雪車両の経年劣化による代替重機の使用変更に伴う借り上げ費用の増加や美し松別荘地内の防犯カメラや重機借り上げ費用の追加費用、また鷹山ペンション村の借地料におきまして、過去3年の消費者物価指数の上昇に伴う資材単価の上昇を見込み総額で130万3,000円を増額し、同額を款の3予備費で減額し充当するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第16 議案第88号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第3号）についてから、日程第17 議案第89号 令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第2号）についてを一括して議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、議案書の16ページ、令和元年度長和町上水道事業会

計補正予算（第3号）をごらんください。

1枚をおめくりいただきまして、議案第88号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによります。収益的支出の補正第2条、令和元年度長和町上水道事業会計補正予算、第3条に定めた収益的支出の予算を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用、既決予算額2億7,794万7,000円、補正予算額573万円、計2億8,367万7,000円とするものでございます。資本的支出の補正第3条、予算第4条本文括弧書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、6,068万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,068万2,000円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。第1款資本的支出、既決予算額1億1,191万7,000円、補正予算額110万円、計1億3,017万円とするものでございます。

3ページをお開きください。補正予算実施計画明細書第3号でございますが、収益的支出の款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水費、節20修繕費でございますが、鷹山スキー場井戸ポンプ修繕で200万円、目2配水及び給水費、節20修繕費で台風19号災害復旧修繕費等373万円でございます。

資本的支出では、款1資本的支出、項1建設改良費、目2施設改良費の節16、工事請負費で鷹山地区配水管布設工事増工分としまして、110万円でございます。

説明については以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第18 議案第90号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては（発言の声あり）

暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時39分

---

再 開 午前10時40分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第89号 令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第2号）についての説明をお願いいたします。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 失礼しました。続きまして、議案書の17ページ、令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第2号）をごらんください。1枚おめくりいただいて、1ページをお願いします。

議案第 89 号 令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによります。

収益的収入及び支出の補正第 2 条、令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものでございます。

第 1 款下水道事業費用、既決予定額 5 億 2,988 万 4,000 円、補正予定額 5 億 7 万 4,000 円、計 5 億 2,562 万 8,000 円でございます。資本的収入及び支出第 3 条資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出に対し不足する額 1 億 8,896 万 5,000 円は、当年度分損益勘定留保資金 1 億 2,481 万 6,000 円、引継金 6,067 万 3,000 円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額 3 億 4 万 7 千 6 百 00 円で補填するものであります。

第 1 款資本的支出、既決予定額 3 億 6,139 万 3,000 円、補正予定額 4 億 2 千 9 万円、計 3 億 6,568 万 3,000 円でございます。

2 ページをお開きください。令和元年度補正予定実施計画（第 2 号）収益的収入及び支出、款 1 下水道事業費用、項 1 営業費用、目 2 処理場費、目 3 浄化槽費、それぞれ修繕費で合計 2 億 1 千 4 万 4,000 円、項 3 特別損失、目 3 災害による損失で 3 億 6 千 0 万円、資本的収入及び支出、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費で、工事と委託料で 4 億 2 千 9 万円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第 18 議案第 90 号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、会議規則第 39 条の第 3 項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、日程第 18 議案第 90 号は本日審議し即決することに決定をいたしました。

日程第 18 議案第 90 号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とし、審議に付します。

担当課長の説明を求めます。

官阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） それでは、議案第 90 号について説明をさせていただきたいと思っております。

議案書の 18 ページをお願いいたします。議案第 90 号です。長和町教育委員会の委員の任命に

つき同意を求めることについてでございます。次の者を長和町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるということでございます。

1名の教育委員の任期が来月12月2日で満了となりますので、その後任ということで、新たな教育委員につきまして、議会の皆様の同意をお願いしたいというものであります。新しくお願いしたい委員さんですが、氏名につきましては、荻野友一さんであります。

生年月日と住所につきましては、議案書に記載のとおりでございますので、よろしくお願いたします。なお、任期につきましては、元年、ことしの12月3日から令和5年の12月2日までの4年間ということになりますので、よろしくお願いたします。

説明につきましては以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明は終わります。

本案については、質疑、討論を省略し、採択をしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、これより議案第90号を採決いたします。議案第90号を原案のとおり同意することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第90号は原案のとおり同意されました。

---

#### ◎日程第19 委員会付託について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第19 委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に提出されました議案第78号から82号までの条例案5件、議案第83号から89号までの補正予定案7件につきましては、常任委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認め、別表のとおり、常任委員会に付託することに決定をいたしました。

各常任委員会は、本定例会中に審査の上、結果報告をお願いいたします。

次に、12月6日に一般質問を予定しておりますが、会議時刻を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認め、一般質問につきましては、午前9時から開会したいと存じます。

ここで暫時休憩といたします。10時55分まで暫時休憩といたします。

休 憩 午前 10 時 47 分

---

再 開 午前 10 時 55 分

○副議長（羽田公夫君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

かわって議長の職務を行いますので、御協力をお願いいたします。

ただいま、田村孝浩議長より、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思  
います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（羽田公夫君） 御異議なしと認めます。よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加  
日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

---

◎日程第 1 議長辞職の件について

○副議長（羽田公夫君） 追加日程第 1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、10 番、田村孝浩議員の退場を求めます。

（10 番、田村孝浩議員退場）

○副議長（羽田公夫君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

中原事務局長。

○事務局長（中原良雄君） それでは、朗読いたします。

辞職願。

このたび、都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和元年 11 月 29 日、長和町議会副議長、羽田公夫君殿。長和町議会議長、田村孝浩。

以上でございます。

○副議長（羽田公夫君） お諮りします。田村孝浩議長の辞職を許可することに御異議ございませ  
んか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（羽田公夫君） 御異議なしと認めます。よって、田村孝浩議員の議長の辞職を許可する  
ことに決定いたしました。

除斥を解きます。議席にお戻り願います。

（10 番、田村孝浩議員入場）

○副議長（羽田公夫君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程 2 として直ちに選挙を行いたいと思  
います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（羽田公夫君） 御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに選挙を行うことに決定したいと思います。

日程第2 議長選挙の前に、議会申し合わせにより、議長に立候補する議員により所信表明を公開で行うことに決定しております。

よって、ここで暫時休憩とし、直ちに議会全員協議会を開催いたします。

休 憩 午前10時59分

---

再 開 午前11時13分

○副議長（羽田公夫君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◎日程第2 議長選挙について

○副議長（羽田公夫君） 追加日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（羽田公夫君） 立会人は、会議規則第32条第2項の規定により、1番、佐藤恵一議員、2番、渡辺久人議員を指名いたします。

ただいまの出席議員は10名です。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○副議長（羽田公夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○7番（柳澤貞司君） 質問。これ、何、記名を必要とするときは左の欄へ記名すること、これ記名投票つつうことか。

○副議長（羽田公夫君） 事務局長。

○事務局長（中原良雄君） それでは、御説明申し上げます。無記名投票です。単記無記名です。記載欄ありますが、そちらは記載していただかなくて結構です。よろしく申し上げます。

○副議長（羽田公夫君） 宮沢議員。

○5番（宮沢清治君） きのう、この前の全協で記載台という話があったんだけど、ここで書いていいんですか。

○副議長（羽田公夫君） 事務局長。

○事務局長（中原良雄君） 御説明申し上げます。

記載は、自席で記載をお願いいたします。自分の席でお願いします。

○副議長（羽田公夫君） 伊藤議員。

○6番（伊藤栄雄君） 鉛筆でもいいですか。

- 副議長（羽田公夫君） 事務局長。
- 事務局長（中原良雄君） 何でも構いません。
- 副議長（羽田公夫君） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めます。

（投票箱点検）

- 副議長（羽田公夫君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

---

1 番	佐 藤 恵 一 議員	2 番	渡 辺 久 人 議員
3 番	田 福 光 規 議員	4 番	森 田 公 明 議員
5 番	宮 沢 清 治 議員	6 番	伊 藤 栄 雄 議員
7 番	柳 澤 貞 司 議員	8 番	小 川 純 夫 議員
9 番	羽 田 公 夫 議員	10 番	田 村 孝 浩 議員

---

- 副議長（羽田公夫君） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

- 副議長（羽田公夫君） 投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。  
これより、開票を行います。立会人の両議員の立ち合いをお願いいたします。

（開票）

- 副議長（羽田公夫君） ただいまの選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 10 票、有効投票数 10 票、有効投票中、森田公明議員 7 票、田村孝浩議員 3 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定投票数は 3 票であります。よって、森田議員が議長に当選されました。

ここで、議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

- 副議長（羽田公夫君） ただいま当選されました森田議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

森田議員、議長当選の承諾及び議長就任の挨拶をお願いいたします。

- 4 番（森田公明君） ただいまは、多くの皆様の御推挙をいただき、議長の重責を担わせていただくことになりましたこと、衷心より御礼と感謝を申し上げます。

先ほど述べさせていただきました所信表明の方針をもとに、これまで田村議長が目指してきた長和町議会の方向性を継承、発展させ、今後 2 年間より町民に開かれた議論できる議会をつくるべく

努力してまいります。そのために、まず議員懇談会等の情報交換の場を頻繁に設定し、町政に関する情報共有する機会を設け、議会としての調査力や提言力を高める仕組みづくりを行いたいと思います。その中で、議長として議会の町政における意義や役割を一層学ばせていただき、活動する議会を皆様とともにつくっていきたいと考えます。

何分にも不慣れであり諸先輩方に教を請いながらの議会運営となります。どうか、忌憚のない御指摘、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いするとともに、議会改革をより一層進めていかれますよう、皆様のますますの御支援と御協力をお願い申し上げ、議長就任の承諾の挨拶といたします。ありがとうございました。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○副議長（羽田公夫君） 以上で、議長選挙が終了しました。御協力ありがとうございました。

ここで、新議長と交代いたします。森田議長、議長席にお着きください。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 26 分

---

再 開 午前 11 時 29 分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいま、羽田公夫副議長より、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 御異議なしと認めます。よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第 1 副議長辞職の件について

○議長（森田公明君） 追加日程第 1、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、9 番、羽田公夫議員の退場を求めます。

（9 番、羽田公夫議員退場）

○議長（森田公明君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

中原事務局長。

○事務局長（中原良雄君） それでは、朗読いたします。

辞職願。

このたび、都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

長和町議会議員、森田公明殿。長和町議会副議長、羽田公夫。

以上でございます。

○議長（森田公明君） お諮りします。羽田公夫副議長の辞職を許可することに御異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 御異議なしと認めます。よって、羽田公夫議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

除斥を解きます。議席にお戻り願います。

(9番、羽田公夫議員入場)

○議長(森田公明君) ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程2として直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時33分

---

再 開 午前11時36分

○議長(森田公明君) それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◎日程第2 副議長選挙について

○議長(森田公明君) 日程第2 副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことと決定いたしました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、5番、宮沢清治議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました宮沢清治議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました宮沢清治議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました宮沢清治議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

宮沢清治議員、副議長当選の承諾及び副議長就任の挨拶をお願いいたします。

○5番（宮沢清治君） ただいまは副議長にお認めいただきましてありがとうございます。まことに光栄であるとともに、この職責の重さを深く感じ、改めて身の引き締まる思いであります。先ほどの所信表明でも申し上げましたが、今後も町民の皆さんの声に耳を傾け、町民福祉の向上や町のさらなる発展のために、未熟ではありますが、議長をしっかりと補佐し、議会運営、議会改革にその責務を果たしてまいりたいと思います。皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（森田公明君） 以上で、副議長選挙は終了いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。なお、この後、全員協議会を開会いたします。50分まで休憩といたしたいと思っております。50分より全員協議会を開会いたします。

休 憩 午前11時42分

再 開 午後 0時45分

○議長（森田公明君） それでは、会議を再開いたします。

お諮りします。お手元に配付のとおり、追加案件についてこの際これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。

#### ◎日程第1 議席の一部変更について

○議長（森田公明君） 追加日程第1、議席の一部変更の件を議題といたします。ただいま行われました議長及び副議長選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。変更のあった議席番号及び氏名を事務局に朗読させます。

中原事務局長。

○事務局長（中原良雄君） それでは、私のほうから申し上げたいと思います。今、お手元にお配りしました追加議事日程（第1号）の追加の3であります。

1ページをごらんいただきたいと思っております。

議席の一部変更について、正副議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部変更を行う。

変更になった番号と氏名のみ申し上げます。

4番、羽田公夫議員、5番、伊藤栄雄議員、6番、田村孝浩議員、9番、宮沢清治議員、10番、森田公明議員。

以上でございます。

○議長（森田公明君） お諮りします。ただいま朗読のとおり、議席の一部を変更することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

ただいまの報告のとおり、名札をお持ちの上、移動、着席をお願いします。  
暫時休憩といたします。

休 憩 午後 0時50分

---

再 開 午後 0時52分

○議長（森田公明君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

#### ◎日程第2 常任委員会の委員の選任について

○議長（森田公明君） 次に、追加日程第2 常任委員会の委員の選任についてを議題とします。

常任委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名いたします。

それでは、事務局より読み上げます。中原事務局長。

○事務局長（中原良雄君） それでは、委員会名とお名前のみ申し上げます。

2ページであります。

総務経済常任委員会、渡辺久人議員、柳澤貞司議員、森田公明議員、田村孝浩議員、伊藤栄雄議員。

次に、社会文教常任委員会であります。羽田公夫議員、田福光規議員、宮沢清治議員、小川純夫議員、佐藤恵一議員。

以上でございます。

○議長（森田公明君） お諮りします。ただいまの朗読のとおり、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、常任委員会をただいまの朗読のとおり指名いたします。

---

#### ◎日程第3 議会運営委員会の委員の選任について

○議長（森田公明君） 追加日程第3 議会運営委員会の委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って

指名いたします。

事務局長より朗読いたします。

○事務局長（中原良雄君） それでは、議案書3ページになります。

長和町議会運営委員会の委員4名であります。小川純夫議員、宮沢清治議員、羽田公夫議員、渡辺久人議員。

以上でございます。

○議長（森田公明君） お諮りします。ただいまの朗読のとおりこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、議会運営委員会をただいまの朗読のとおり指名いたします。

なお、常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選結果につきましては、本定例会最終日に御報告いたします。

---

◎日程第4 依田窪医療福祉事務組合議会の議員選挙について

◎日程第5 上田市長和町中学校組合議会の議員の選挙について

◎日程第6 上田地域広域連合議会の議員選挙について

○議長（森田公明君） 追加日程第4 依田窪医療福祉事務組合議会の議員選挙について、追加日程第5 上田市長和町中学校組合議会の議員の選挙について、追加日程第6 上田地域広域連合議会の議員選挙についての以上3件を一括して議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

では、事務局長より読み上げます。

○事務局長（中原良雄君） それでは、議案書4ページをごらんいただきたいと思います。依田窪医療福祉事務組合議会の議員の選挙についてであります。

議員さんのお名前のみ申し上げます。森田公明議員、宮沢清治議員、柳澤貞司議員、伊藤栄雄議員、羽田公夫議員、田福光規議員。

以上であります。

続きまして、5ページ、日程第5であります。

上田市長和町中学校組合議会の議員の選挙についてであります。議員さんのお名前を申し上げます。

宮沢清治議員、羽田公夫議員、田福光規議員、佐藤恵一議員。

以上でございます。

続きまして、日程第6、6ページであります。上田地域広域連合議会の議員の選挙についてであります。議員さんのお名前のみ申し上げます。

森田公明議員、宮沢清治議員。

以上です。

○議長（森田公明君） 日程第4から日程第6までについて、事務局の朗読のとおり当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、ただいま議長が指名しました議員がそれぞれの議会に当選されました。

ただいま、それぞれの議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 以上をもちまして、本日予定をいたしました会議は終了いたしました。

皆様、何か落ちはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） それでは、ここで会議を閉じ、散会といたします。大変御苦労さまでした。

---

散 会 午後 0時57分



第 2 号

( 1 2 月 6 日 )

議 事 日 程

令和元年12月 6日  
午前 9時00分 開議  
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問  
散 会

令和元年長和町議会12月定例会（第2号）

令和元年12月6日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

1番	佐藤 恵一	議員	2番	渡辺 久人	議員
3番	田福 光規	議員	4番	羽田 公夫	議員
5番	伊藤 栄雄	議員	6番	田村 孝浩	議員
7番	柳澤 貞司	議員	8番	小川 純夫	議員
9番	宮沢 清治	議員	10番	森田 公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田 健一郎	君	副町長	高見沢 高明	君
教育長	辰野 登志男	君	総務課長	金山 睦夫	君
企画財政課長	藤田 仁史	君	建設水道課長	龍野 正広	君
建設水道課専門幹	上野 公一	君	こども・健康推進課長	長井 剛	君
町民福祉課長	藤田 孝	君	情報広報課長兼会計管理者	城内 秀樹	君
産業振興課長	藤田 健司	君	教育課長	宮阪 和幸	君
教育課専門幹	大竹 幸恵	君	総務課長補佐	小林 義明	君

議会事務局出席者

事務局長	中原 良雄	君	議会事務局書記	宮澤 志緒	君
------	-------	---	---------	-------	---

◎開会の宣告

- 議長（森田公明君） おはようございます。  
長和町議会第4回定例会を再開いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎日程第1 一般質問

- 議長（森田公明君） 日程第1 一般質問を行います。  
通告順により、本日4名の一般質問を行います。  
3番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福光規議員。

- 3番（田福光規君） 議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問を行わせていただきます。

私は、第1に、台風19号の被害と当町の対応、今後の対応について、第2に、長和町道の駅エリア活性化事業について、第3に、依田窪病院について、以上の3点について質問をさせていただきます。

第1の質問、台風19号の被害と当町の対応、今後の対応についてであります。

質問1として、台風19号は、当町にも大きな被害をもたらしました。被害に遭われました町民の皆様にご心からお見舞いを申し上げますと同時に、当町の被害状況については11月の臨時議会でお聞きをしておりますが、新ためて現時点での把握されている被害の概要についてお答えをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

- 議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 台風19号は、長野県内43市町村に初めて大雨特別警報が発表されることから言えますように、記録的な大雨をもたらしました。当町におきましては、依田川、大門川を主とした河川の氾濫や土砂災害等によりまして、広域的にわたり住宅、道路、橋梁、河川等の土木施設、また、工場等の事業所、農地・農林業施設など甚大な被害が発生をいたしました。また、電気、上下水道などのライフラインも一時停止するなど、町民生活の経済活動に深刻な影響を受けたところでございます。

被害の概要につきましては、それぞれの担当課長から報告をさせていただきます。

- 議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、建設水道課関係でございますが、公共土木施設災害復旧事業では、道路15カ所4億5,000万円、橋梁1カ所1億円、河川6カ所2億8,000万円、その他単独災害で11月20日現在の箇所数でございますが、52カ所と応急工事等を含めま

して1億円、合計8億8,500万円でございます。

農地・農業用施設災害復旧事業では、頭首工36カ所8億2,610万円、水路12カ所1億4,850万円、農道8カ所2,170万円、橋梁3カ所3,300万円、田畑合わせまして23カ所8,460万円、その他単独災害で27カ所と応急工事等を含めまして1億円、合計12億1,390万円でございます。単独災害箇所におきましては、土木、耕地とも既に長和町建設振興協議会へお願いしておるところでございます。

上下水道関係で、上水道は大門落合を主として大門地区に修繕費としまして300万円、下水道は大門落合での1カ所360万円でございます。

また、町内の別荘地では、学者村を中心に軽微な建物被害数棟のほか道路の破損、倒木が発生しました。

以上、合計いたしまして建設水道課関係で査定前ではございますが、おおよその被害額は21億5,500万円でございます。

建設水道関係は以上でございます。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 産業振興課が所管いたします林道に関する被害の概要につきまして、私のほうからお答えを申し上げます。

被害の額に関する算出につきましては、まだ完了しておりませんが、被災から町職員や協定に基づきます森林組合職員などによる林道、全線約87キロによる踏査、災害協定を締結しておりますドローンによる調査、東信森林管理署によるヘリでの調査を実施いたしております。

被害の概要でございますけれども、森林につきましては、各地で小規模な崩壊や溪岸侵食など、発生を確認させていただいております。林道につきましては、町内全域におきまして、130カ所以上にわたり路体の流出、路面の洗掘、のり面の崩落等それぞれ発生しておりまして、町内林道全48路線あるわけでございますが、34カ所もの路線が壊滅状態によりまして通行することができないという状況になってございます。

また、立木の風倒等につきましては、大門、長久保地区の山林におきまして多数発生している状況でございます。この関係につきましては、現在、上小森林組合で継続して確認中でございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 今回の台風19号に際しては、町からの避難指示の呼びかけに対して大勢の町民の皆さんが避難をされました。町民の避難の状況についての報告をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 台風19号の避難の呼びかけにつきましては、10月12日10時30分に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、その後の雨量の状況と明るいうちの避難を考慮して15時に全町を対象として「避難勧告」を発令しました。さらに、河川水位の上昇などの状況

によりまして、16時5分から19時50分にかけて4回にわたり「避難指示」を発令したところ  
です。

避難者数については、古町公民館49世帯103名、長門老人福祉センター18世帯34名、大  
門基幹集落センター20世帯34名、和田コミュニティセンター30世帯56名、姫木コミュニテ  
ィセンター1世帯1名、入大門センター37世帯54名、四泊落合公民館9世帯23名、和田支所  
6世帯21名、長和町役場55世帯139名、町民センター31世帯77名となっております。

ここには、四泊落合公民館、大門基幹集落センターから町民センターへ移動した人数も含まれて  
おりますので、この人数を控除しますと242世帯512名が避難されました。

その他自主避難として、古町中町集会施設、立岩構造改善センター、新屋公民館、原公民館、久  
保公民館に避難者がいたと確認をしております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 当町では、人的被害はなかったものの大きな被害を受けました。一刻も早  
い復旧・復興をお願いをしたいと思います。と同時に、今後の被害に備えての対策が非常に重要で  
あると私は思っております。その点に関して何点かの質問をさせていただきたいと思えます。

今回の台風19号による避難指示は、最初に12日の午後4時7分に入大門一部18世帯38人  
に対して出され、2番目に午後5時10分に立岩一部を除く全域263世帯644人に対して出さ  
れました。どちらも大門川、依田川の水位の上昇に伴う洪水の危険に対して行われたと思えます。

河川の水位の上昇は豪雨による膨大な雨量、そして、土砂や石の堆積で河川の河底、行政用語で  
は河の床と書いて河床と呼ばれるそうではありますが、上昇したことが原因であると考えられます。

河川の河床の整理は今までどのような計画で取り組んでこられましたか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 今回の被害につきましては、河川の水位が上昇するとともに氾濫  
し、護岸が削られ大木が押し流され、大門川下流の落合橋の橋台と橋脚に流木がかり、河道を阻  
害したことから、国道152号との兼用護岸が決壊いたしました。

今回の原因の一つに、以前に比べ、年々上流から流れてくる土砂や石などの天然物が堆積し、河  
床が上昇、堤防までの高さが以前に比べ低くなったことから越水を誘発したことが今回の原因の一  
つであると考えております。

河床整理につきましては、県としてもやらなければいけないという共通認識は持っているものの、  
毎年配分される河川に係る維持費は限られたものであることから、支障木の伐採でほぼ枯渇してい  
るというのを確認しております。

よりまして、計画性は特段決まっておらず、予算次第での実施というのが現実的であったと考え  
られます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 全国で、毎年、台風、集中豪雨等の大きな被害が起こっています。来年以降、今回の台風19号以上の豪雨に襲われる危険性も否定できないわけであります。

現状のまま河川の河床の整理が行われないならば、甚大な被害も想定されると思います。河川の河床整理は当町の災害防止対策上の重要かつ喫緊の課題だと考えますが、今後、河川の河床の整理低下をどのように進めていきますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 先月の11月29日に長野県庁において信濃川水系緊急治水対策会議が行われました。県下の関係ある全41市町村が出席し開催されました。長野県と新潟県とで分け、信濃川水系流域内の関係者、国・県・市町村が連携して河川整備などによるハード対策と地域連携によるソフト対策を一体的かつ緊急的に進め、「千曲川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめていくことが決まりました。

今後は、このプロジェクトにより大きく変わり、整備されていくと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 河床の整理については、全体としての取り組みにかかわって進めていただくということも大事だと思いますけど、当町としての特殊性・緊急性をしっかり踏まえての対応を特別に重視してほしいというふうに思うわけであります。

次の質問に移ります。

先ほどの答弁にもありましたように、台風19号被害では河川の水位が上昇するとともに氾濫し、護岸が削られ、大木が押し流され、大門川下流の落合橋との橋台と橋脚に流木がかかり、河道を阻害したことから国道152号との兼用護岸が決壊しました。

後日、私は大木の倒壊場所を見てまいりましたが、今でも土砂がむき出しになり、大木が傾いたままになっています。大雨が降ると危険な状況のままになっております。遅くとも次の大雨の前までには修復が必要だと思いますが、今後どのように修繕、改善をしますか、その計画はありますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 大門、日山地区の場所のことを言われていると思いますが、建設事務所へは10月中に既に連絡はしてございます。また、建設事務所も業者には指示を出していることは町は確認しておりますが、現在、東信地区のどこの業者も災害対応で忙しく間に合っていない状態であると思われます。建設事務所へは他の場所も合わせまして、常に要請を行っているところであります。

また、とりあえずの応急対応としまして、大型重機を入れて大木を排出し、川の流れを変える方法で行っていきます。

修繕方法でございますが、災害復旧工事は原形復旧が基本でありましたが、ことしの台風15号と19号の被災箇所を検討し、国も今までと同じ復旧方法では通用しないとの考えとなってまいり

ました。

このことを見据えて、町は改良復旧を要望していきながら、万が一不採用等の際には、災害復旧ではなく通常の県事業要望として、一級河川の護岸復旧等については、強く県に事業実施するよう要望してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 町の災害対応について質問を伺います。

今回の町の災害対応は、10月11日午後9時に長和町災害警戒本部を設置されたのを初め、手早い対応が行われました。また、8カ所の避難所には、町職員が複数で割り当てられ、水や毛布を持ち込んで対応に当たるなど、従来にない対応が行われましたが、今後に向けての改善課題が幾つか指摘されていると思います。

各避難所には町職員が割り振られ、水と何枚かの毛布を持ってこられました。食料と毛布は各自持ち込みの呼びかけでありました。大雨の中であり、高齢者の方には無理がありました。夕食の食事時であり、食事の用意が必要でした。今後の課題として、食料はお湯ですぐ食べられるものを一括して役場に備蓄するか各避難所に備蓄する必要があると思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 今回の台風19号では、長和町地域防災計画にある避難者数を越えることが予想されたため、避難の際に食料、飲み物、毛布、常備薬、その他必要と思われるものを持参いただくようアナウンスをさせていただきました。

防災備蓄品については、昨年12月の渡辺議員の一般質問について答弁をさせていただいておりますが、備蓄の食料については、長和町地域防災計画において人口の5%の2食分程度を目安として備蓄をすることとなっております。

食料については、アルファ米650食、缶入り食パン200食、500ミリペットボトル1,800本を一括して役場庁舎で管理をし、避難所へ配給をすることとしております。このうちアルファ米については、五目御飯、おかゆなどで、お湯を入れるとすぐに食べられるものですが、備蓄食料の品目や数量については、御指摘を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） よろしく御検討をお願いします。

次、毛布についてですが、毛布についても必要と思われる数量を一括して役場に備蓄か、各避難所に備蓄する必要があると思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 毛布につきましても、防災計画では人口の5%分としておりますので、約300枚になろうかと思いますが、現在、役場庁舎にて一括管理をし、備蓄してある100枚に

ついて避難所に配給させていただきました。

毛布については、今回の災害を踏まえ、備蓄数をふやしていく必要があると考えております。備蓄場所については、災害の発生地域や状況によっては、そのときの運搬手段も考えなければなりませんし、保管管理、保管スペース等を考慮して検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 各避難所に毛布等必要な防災備品を備蓄するとすれば、自主防災組織の費用の支給基準を見直し、その費用を新たに支給する必要がありますがいかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 自主防災組織の設置を推進する中で、多くの自治会や区の皆さんに御理解をいただき、11月1日現在、20団体46区で組織を設置いただいております。

平成26年に策定した自主防災組織に関する要綱は、策定から5年が経過したことから、ことし2月に見直しを行ったところです。

一団体の活動に対する補助について、防災資機材の購入に対する助成は3分の2以内、上限20万円だったものを構成世帯別に20万円から40万円とし、保存食等の購入に対する補助は2分の1以内、上限5万円だったものを構成世帯別に5万円から15万円に。また、補助事業実施後5年経過後には同様に補助をすることができることとしたものでございます。

この補助金を利用して、自主防災組織の判断として防災用の毛布の購入は可能であることから、町としましても、自主防災組織の皆さんに防災用の毛布の購入について提案してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 8カ所の避難所には職員が割り振られ、先ほどの対応が行われましたが、4カ所の自主避難所には町からの何の対応もなかったことに対して批判の声も出されています。町民が避難をしていることを町がつかんでいる以上、何らかの対応を行うべきだったと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 今回の台風19号では、10カ所の避難所に対しまして職員を配置をしております。自主避難につきましては、事前の連絡があったもの、事後の情報提供があったもの等でございますが、現在5カ所を把握しております。

避難勧告を発令するに当たりまして、自主防災組織には職員から状況確認の連絡をとらせていただきました。また、災害対策本部が避難所を開設した場合、長和町避難所運営マニュアルでは、避難所開設には職員を配置することとなっております。

今回の台風19号では、職員全員を招集をいたしまして、災害対策本部の運営をいたしましたが、本部の運営、それから、現場対応等を含めまして、このマンパワー的に不足した部分があるというふうに思われまして、自主避難所を含めて全ての避難所に職員を配置することが困難であることを改めて認識をしたところでございます。

つきましては、自主防災組織の設置を進めていただき、自助・共助・公助の連携のもと避難所運営等が進められる体制を構築できるように今後進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 大門基幹集落センターが避難所に指定され、その後、閉鎖された経過について。移動には、夜分でもありましたし危険も伴いますが、その判断は正しかったでしょうか。今後には生かす改善点があればお答えください。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 大門基幹集落センターの避難所についての御質問でございますが、この大門基幹集落センターは、役場の支所機能も持ちまして大門の中心であるという場所であるため、避難所として指定をしております。

今回の台風19号に当たりましても避難所として開設したわけでございますが、これまでにない雨量となったことから、同じく避難所を移動した四泊落合公民館を含め、避難所の周辺の状況の悪化を消防団などから報告を受けまして、住民の生命を第一に考え、危険が迫っている状況と判断したもので、これはいたし方ない判断であったというふうに思っております。

ただ、議員おっしゃるように、特に夜間の移動には危険も伴いますので、避難所の移設といった想定もして準備をしていかなければならないというふうに感じたところであります。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 避難行動要支援者の避難について質問をいたします。長野市での甚大な台風被害の中でも、避難行動要支援者の方々への民生委員の方を中心とする避難誘導のおかげで大きな人的被害を出さなかったと聞いております。

当町では、避難行動要支援者の方々各々の各避難所への避難に際し、問題なく避難できましたか、今後には生かす改善点があればお答えください。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 各避難所の開設が決定した段階で、避難行動要支援者名簿を準備し対応させていただきました。今回は、台風に対する対応ということで、短時間で対応をしなければならぬことから、避難行動要支援者名簿による避難行動要支援者の確認について不十分な点があったかというふうには思っております。

避難行動要支援者への避難支援につきましては、現場や福祉関係者等からの連絡によりまして、町全体で12名の方に対して職員による避難支援をさせていただきました。

今後の改善点といたしましては、先ほども申し上げましたように、マンパワーの不足をどう補う

かという点になろうかと思えます。対象となる要支援者は変化してまいりますし、対象者の増加も考えられます。限られた職員数で避難行動要支援者の確認、それから、避難支援を実施するには、これ、やっぱり限界があるというふうに考えられます。

避難行動要支援者に対しまして、誰が確認をし、誰が避難支援、一時避難所までの誘導等でございますが、これを行うかを事前に確認しておく必要があるというふうに考えられます。

地区防災会議、あるいは自主防災組織を含めて、先ほど申し上げました自助・公助のバランスを検討していく必要があるというふうに感じておるところであります。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 避難行動要支援者の避難に際しての要望を申し上げたいと思えます。

今、町長が述べられましたように、災害本部中心に対応するだけではマンパワーの問題で無理があると、私も思います。個人情報の保護にも留意しながら自主防災組織単位での対応も必要だと思います。民生委員の方を中心に自主防災組織の中心メンバーで避難行動要支援者の避難を想定した訓練や、避難所での機材の必要性、例えばベッドが必要とかというような検討を事前に行って、想定して準備しておくということが必要だと思います。

それぞれの自主防災組織によってマンパワー等条件が違いますが、自主防災組織の役割を随時見直しながらできるところから実施していく。また、自主防災組織の経験交流会等を開催し、進んだところの経験を全体に普及していくような取り組みを、今後、行っていただけたらと思っております。御検討をぜひお願いしたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

災害時の情報伝達についてであります。災害時、正しい情報がケーブルテレビや町のホームページを見てもなかなか全くわからない状況であります。せめて通行どめ情報など、はっきりしている情報だけでも何らかの場所でわかるようにしてほしいとの声がございます。いかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 今回の台風時の情報伝達につきましては、台風の接近に伴い、10月10日からケーブルテレビ文字放送及びデータ放送にて情報発信を開始しまして、台風関連の情報発信を防災行政無線9回、ケーブルテレビ文字放送64回、告知端末放送57回、町のホームページ39回、FMとうみアプリ58回、ラジオ放送6回、フェイスブック18回、ツイッター59回の更新をして新しい情報の発信に努めてまいりました。

通行どめ関連については、情報広報課長から申し上げます。

○議長（森田公明君） 城内情報広報課長。

○情報広報課長（城内秀樹君） 今回、町から発信された情報では、交通規制箇所の正確な場所がわからなかったとの御意見をいただきました。今後の情報発信に当たっては、個人情報の取り扱いに留意した上で、ケーブルテレビでは、自治会名や区名、目標物などの具体的な箇所を明記し、町

ホームページ上では位置図を添付するなどしてわかりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、災害時の情報は早さが求められますが、まずは、正確性に重点を置き、同一の内容について修正情報を発信することで、情報の受け手が混乱することのないよう、あわせて努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 災害時の町民への緊急な情報提供、伝達のツールについて町内のスピーカー放送は、大雨時には全く聞こえないという状況でございます。隣の坂城町では、地方創生事業の交付金を活用してデジタル無線を全戸・全事業所に貸与しているというふうにお聞きしました。

今回の台風時も非常に有用だったというふうにお聞きをしていますが、ぜひ、当町でも、この有用性について検証していただいて、導入の検討をお願いしたいと思います。答弁をできればお願いいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町の防災行政無線は導入から15年が経過をしまして、各家庭の告知端末と連携をしておるわけでございますが、今後のシステム更新を進める中で、今、お話ございましたように、他市町村等の状況等を収集、検証をしまして、私ども長和町に合ったツールを検討する必要があるというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 大きな質問の2つ目に入らせていただきます。

長和町道の駅（マルメロの駅ながと）エリア活性化事業についてであります。

最初に、長和町道の駅エリア活性化事業の工事が進んでいますが、予定どおりに進んでいますか、進捗状況についての御説明をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 道の駅の御質問でございますが、今議会、提案説明の中でも申し上げさせていただきましたけれども、道の駅に関する各種工事の関係につきましては、本体、設備、電気、足湯に関する4つの工事があるわけでございますが、一部設計の変更に伴う変更契約が生じたほかは、事故などもなく順調に進んでおるところでございます。

また、本事業は、繰越執行事業でございますが、2月末に一連の工事を終了させ、3月には館内のレジシステム等を初めとする什器関係の設置が行われる予定というふうになっております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 新しい道の駅の大型農畜産物直売所は、いよいよ来年春にはオープンを迎えます。この施設は、町内事業者8社で株式会社を組織し、経営に当たるとお聞きしていますが、株式会社のお名前、事業者8社を具体的にお答えいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） それでは、私のほうからお答え申し上げます。

道の駅事業に参画する新たな運営会社でございますが、会社名につきましては、株式会社マルメロエイトで、この10月に法人設立登記が終了いたしてございます。

参加企業でございますが、信州うえだ農業協同組合、有限会社タツケン、株式会社竹内農産、株式会社長門牧場、有限会社鷹山ファミリー牧場、株式会社日本ウオルナット、中原樹脂工業株式会社、齊藤木材工業株式会社、以上の8社でございます。

また、施設の愛称でございますが、先般開催されました道の駅エリア活性化推進委員会におきまして、59の応募があった中から「マルシェ黒耀」ということで決定したところでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 経営責任者の方のお名前、職業等をお答えいただきたいと思います。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 設立されましたマルメロエイトの代表取締役には、有限会社タツケン代表の竹内達也氏が就任いたしました。有限会社タツケンでございますけれども、創業25年を迎える建築を主たる業種として活躍する町内業者でございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 生産者組合の組織化は進んでいるのでしょうか。現状、参加農家の総数等と今後の予定をお答えいただきたいと思います。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 7月に設立されました、マルメロの駅ながと農産物直売所生産組合の現状でございますけれども、11月末現在における参加農家の皆様でございますが、総数で112名でございます。内訳につきましては、古町地区20名、長久保地区14名、大門地区13名、和田地区21名、武石地区28名、その他地区、事業者含めまして16名となっております。

今後の予定でございますけれども、設立時の予定に沿った取り組みを引き続きまして、運営会社や店舗、出荷に関する各種説明会の実施に向けての役員会、栽培や防除に関する日誌づけ、安全安心に関する講習会や研修会を計画どおりに実施するよう予定してございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 町民の皆さんからは、町内に生鮮食料品店がないことから、生鮮食料品への強い期待の声をお聞きしています。生鮮食料品等の売場を設置する計画の具体化は進んでいるのでしょうか。検討状況と課題、問題点等があればお答えいただきたいと思います。

○議長（森田公明君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 生鮮食品の取り扱いにつきましては、当初から計画しておりましたので、その実現に向けまして関係する業者に相談をしながら取り扱う品目、品ぞろえ、陳列方法のほか、品目による冷蔵販売、冷凍販売等々につきまして鋭意、現在、進めておるところでございます。

生鮮食品を取り扱うことにつきまして、一番の課題、問題点につきましては、やはり食品のロスに関することであると考えてございます。生産物同様、ロス対応につきましては、収益となり得ることができないため、非常に重要な事項であると考えておりますので、今後、運営会社を主体といたしまして、納入業者等関係する皆様とも十分に研究や協議、検討を重ね、予約や配送、加工販売できる体制なども模索する中で必要最小限に抑え、収益の増となるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 生鮮食料品の販売について要望をちょっと申し上げたいと思います。この生鮮食料の取り扱い、非常に難しい面があるということは重々理解をしておりますが、町民の要望もありますので、ぜひ具体化して、しかも軌道に乗せるためにちょっとやっぱり知恵と力を相当出していただくんじゃないかなというふうに感じております。

それに当たっての一つの質問ですが、第一の要望は、町民の皆さんの意見・要望を具体的に聞いていただきたいということが、まず第一になります。要望が強いというのは皆さんもよくおわかりだと思いますけど、具体的な中身というのをもう少しやっぱり町民の側に立って聞く必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

現在は、町民の皆さんが生鮮食料品を買われる場合、自分で町外から買って来られる方、これが一番多いかもしれませんが、あと、週2回のアリオの移動販売車で利用される方。週1回のコープながのの宅配、このような方法が主にあるんじゃないかと思いますが、特にこの方々にこれらの方法で日ごろ不便に思っておられることとか、道の駅の店頭でぜひ置いてほしい品目だとか、それから、宅配です、問題は、その希望。その辺もしっかり聞き取りとかアンケート、もうあんまり期日がございますが、ぜひ、町民の側に立って要望をしっかりとつかむ取り組みを行っていただきたいというのが第1点であります。

2つ目は、問題はやっぱり宅配を含めた経費の問題です。これが後から述べますけど、指定管理の問題とも絡んで非常に複雑になっているようにちょっと思っておりますが、お願いは、この事業にかかわる経費は指定管理の算定から外していただきたいという、私のこれ意見ですけど。すぐに、例えば考えられる経費は、宅配を例えばシルバーの皆さんにお願いして行うということになるかもしれません。なるうかと思いますが、その場合の人件費であります。ほかにも多分出てくるんじゃないかと思えます。

これらの経費を例えば長和町高齢者職員販売宅配事業として、町の直営事業として実施していた

だきたい。そういう形にする中で指定管理料等外して、少し計算をわかりやすくしていく必要があるんじゃないかなという要望であります。御検討のほど、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。

次は、指定管理料の問題であります。

私は、ことしの6月の議会の一般質問で指定管理施設の目的が販売等の事業を含めたものである場合は、設置条例をその内容を含めたものとして販売等の事業を指定事業とすることを提案させていただきました。

今回の12月議会に長和町特産物直売所条例の一部を改正する条例の制定についてが提案されていますが、指定事業として従来の①直売所の利用の許可に関する業務、②直売所管理及び運営に関する業務に加えて、③として農畜産物特産品等の販売に関する業務を加えていただいています。提案を参考にいただき、ありがたいというふうに思ひます。

具体的な指定管理料の話に入りますが、6月議会でも申し上げましたが、私は、指定管理施設を利用して業務を事業を行う場合、その事業の収益で指定管理施設の管理ができることを目指すべきだと現在でも考えております。

私は、今回の新しい道の駅の運営は、開始に当たっては一定の指定管理料は必要だと思いますが、中期計画の中では減額をしていき、将来的にはゼロを目指すような計画を持っていただきたいと思いますと考えております。運営会社との話し合いも行われるそうですので、そういう意見も申し上げていきたいと思います。具体的に指定管理料の代理提案は3月議会で町のほうから提案されると思いますが、運営会社のマルメロエイトの経営計画作成に対しては3月に向けてつくられると思いますけど、そのような要請を町のほうからも具体的に行っていただきたいと思いますというふうに考えております。そういう上で、新しい道の駅に指定管理料を算定する上での現在の町としての基本的な考え方をお聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 前回の一般質問の際にもお答えをいたしました。この道の駅直売所は町が設置する施設であり、その運用につきましては指定管理者制度を導入していきたいというふうに考えております。

これは、いわゆる町が設置した公の施設が提供するサービスの専門性や利用の公平性の確保のために、町の直接的な運営管理が必要な場合は直営を検討するわけですが、民間事業者により同様のサービスの提供やノウハウを活用する余地が十分に存在するとき、施設の管理運営に民間の優れた技術力や経営ノウハウを幅広く利用するとともに、サービスの質の向上や経費の節減が指定管理者制度の導入によって見込まれた場合と検討して、結果として導入をすることを考えています。

この指定管理料の算定するための基本的な考え方ですが、事業の収益で施設等の管理運営ができることは理想であると考えているところですが、指定管理者の自助努力はもとより、

いわゆる住民の皆様のための事業、住民の皆様に還元する事業、各種福祉に関する事業などにつきましては、十分に支援や応援するとともに、指定管理者制度を導入する目的に鑑み、施設の管理運営に必要であると想定される経費を的確に算出するとともに、各般にわたる経費を十分に協議、精査し、運営会社とのヒアリング等の実施もしながら適正に設定していきたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 最後の大きな3つ目の質問に入らせていただきます。

依田窪病院についてであります。ことし9月26日厚生労働省は、全国1,455の公立病院や日赤病院などの公的病院のうち、競合地域にある病院との再編・統合の議論が必要とする424の病院名を公表いたしました。

県内では、44の公立・公的病院のうち15病院が公表され、当町の国保依田窪病院も対象となっております。厚生労働省は2017年度のデータをもとに、がんや脳卒中、救急医療などの9項目の診療実績と競合する病院が車で20分以内の場所にないかを分析して判断したとしており、来年の9月までに結論を出すように都道府県を通じて対象病院に要請するとしております。

調査対象となった2017年度は、依田窪病院では内科医師の退職により救急医療の受け入れを断らざるを得なかった時期であり、その後は医師の確保により従来どおりの救急医療の受け入れを行っています。

今回の公表は、そのような地域の実情や住民の声を踏まえることなく機械的な分析で、統廃合再編の対象となる医療機関を選定、公表するという強行手段に出たものと思います。

町長にこの厚生労働省の公表に対しての御意見、ご見解を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 議員のおっしゃるとおり、去る9月26日に厚生労働省は再編統合の議論が必要な再検証要請対象病院として、民間を除く公立・公的病院名を公表しまして、そこに、国保依田窪病院も含まれておったわけでございまして、

この公表により、地域住民や患者の皆さんから「病院がなくなってしまうのか」などと不安の声が聞かれておるわけでございまして、

今回、国が公表に至った主な理由は、75歳以上の高齢者が急増する2025年度を念頭に、この医療費の膨張を抑える観点から効率的な医療体制づくりを加速させることが狙いとしてあり、急性期から回復期への転換も含めて、病床数の適正化を図る地域医療構想が遅々として進んでいないことから、この議論を進展させることが目的であると国は明言をしており、私も地域医療構想の推進は、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築するためには必要なことであるというふうに認識をしております。

しかしながら、このたびの検証対象として公表された病院の選定基準は、全国一律の基準により、今、お話ありましたように、機械的に分析したデータだけで抽出されているとともに、中山間地域

やいわゆる過疎地とか、へき地等において保険・医療・介護・福祉の連携を図りながら、超高齢化社会に対応する地域包括医療・ケアの充実と地域包括ケアシステムの構築を目的として、在宅医療を含む地域医療を支えている公立・公的病院のみであり、まさにそうした医療を担う国保依田窪病院も対象となったわけでございます。

こうした選定は、病院ごとに果たす役割が異なる地域の実情や、それから、病院が設置された経過などが全く考慮されておらず、大変残念であるとともに納得ができないものであるというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 今回のこの公表に対して、全国の医療関係者、それから自治体関係者、県内の医療関係者からも国の考えは医療費の削減が第一、地域に根差した医療機関の縮小が進めば、困るのは地域の住民などの反対の声があげられています。

地域の実情を脇に置き、医療費の削減を優先した議論を強引に推し進めれば、これまで地域を支えてきた医療体制は崩れ、医療過疎を早めることになりかねません。

今後どのような取り組み、対応を行っていかれますか。答弁をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、県が定めた医療圏域における地域医療構想の推進は必要でありますし、この一層の経営改善と機能分化を進めていく必要性は認識しております。

このために、県が主体となる各自治体や民間病院も含めて地域医療構想調整会議が医療圏域ごとに設置されておりますので、国が求める来年9月までに病床数の削減だけではなく、ダウンサイジングや機能分化、それから、転換、集約化など、本来の再編統合の定義に沿った検討が進められなければならないので、まずは、県が事務局となる地域医療構想調整会議において十分に検討していただき、上小圏域内の医療提供の方向性を示していただくことが重要であるというふうに考えております。

また、今回の公表を受けて全国町村会を含め、地方3団体は、国に対して国と地方の協議の場の設置を求め、10月4日に地域医療確保に関する国と地方の協議の場が開設をされました。

この協議の場は、必要に応じて複数回開催されることが決まっております。過日、地域医療の実情を国に伝えるためのアンケート調査が行われ、回答をいたしました。私も、県の町村会長を務めておりますので、公表された他の自治体病院の開設者である町村長などの意見も伺いながら、そうした立場から全国町村会を通じて国に対して意見をつないでいければというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 依田窪病院の患者数の推移、医師数等、現状についての報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 依田窪病院の現状について報告ということでございます。

本来であれば病院のほうからお答えをする内容でございますけれども、本日は町の議会でございますので、病院からの報告に基づきまして、私のほうでかわってお答えをさせていただきます。

平成から年度途中で令和にかわりまして、早8カ月が経過をいたしました。今年度4月から10月までの国保依田窪病院の状況につきまして、昨年度の数値と比較しながら御報告を申し上げます。

まず、入院延べ患者数でございますけれども、10月までの合計は1万7,380人で、昨年度同期の1万8,277人に比べまして897人少なく、昨年度比で95.1%という状況でございます。

また、3病棟を合わせた病院稼働率は10月までの平均で65.4%と昨年の68.8%より3.4ポイント少ない状況でございます。

次に、外来延べ患者数ですが、10月までの合計は3万2,413人で、昨年度の3万3,977人より1,564人少なく、昨年度比で95.4%という状況でございます。このように、10月までの患者数を見ますと、入院、外来ともに昨年度より減少しておるということでございます。

続いて、医師数であります。4月以降人数に変わりなく、内科医が4名、外科医が1名、整形外科医が5名、計10名の常勤医師と信州大学の医局を主にお越しをいただいておりますパート医師により診察を行っているということでございます。

なお、入院、外来ともに昨年度同時期に比べまして患者数が減っておりますが、この主な要因としましては、整形外科で1名、小児科で1名、計2名の常勤医が昨年度末までに退職され、医師数が減少したことが大きな要因であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 医師体制は依然として厳しい状況が続いています。今後の医師確保等の見直し、取り組みについてお答えをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 県内でも、この上小医療圏は最も医師が不足しているという地域でございまして、中でも、中山間地域にある国保依田窪病院は、慢性的に医師不足が続いておりまして、病院運営において医師の確保が最大の課題となっておりますのでございます。

このため、信州大学医学部や県の医師確保対策室への定期的な派遣要望と医師派遣を支援する事業として、ことし4月に地域医療人材拠点病院として県の指定を受けました上田医療センターへの派遣要望も行っておりましたが、いずれも医師数の不足から派遣が困難であるとして、新たな医師確保に至っておりません。

過日、大学と県に派遣要望を行った際、医局と県の担当者から、今後、医師の数はふえてきてい

るため、医師の偏在は解消されてくるとの話をお聞きいたしました。また数年は派遣が困難な状況であるということでございます。

しかし、患者数の増加と地域医療の充実、それから、経営の改善を図っていく上で医師をふやすことは必須でございますので、引き続き大学や県に出向いて情報収集をしていくとともに、医師の紹介をいただける団体及び民間事業者への募集登録により問い合わせがあった際には、実際に病院に見学に来ていただけるよう対応を努めていくことも重要であるというふうに考えております。

まだ具体的な話にはなっておりませんが、信州大学と寄附講座の提携ができれば、その内容によりますが、複数年複数年医師の確保が可能となるため、こうした取り組みについても信州大学側と検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 以上をもちまして、今議会での私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森田公明君） 以上で、3番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時10分まで休憩といたします。

休 憩 午前 9時59分

---

再 開 午前10時10分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

9番、宮沢清治議員の一般質問を許します。

宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、台風19号による災害復旧等について、2つ目として乳がんの早期発見のための自己検診啓発について、3番目、葬儀に係る生活改善について質問をしております。

まず最初に、台風19号による災害復旧等についてでございます。

この10月12日大型の台風19号において、町も大きな被害を受けました。

先般、11月の12日開催の臨時議会において、農業用施設災害復旧費で約1億円、土木施設災害復旧費で約1億1,500万の合計2億1,500万ほどの補正を可決したわけでありましたが、一日でも早い復旧・復興を願うばかりでございます。

また、災害に遭われました町民の皆様には、心からお見舞いを申し上げますと同時に、町長初め、町職員の皆様にも復旧・復興に向けて全力で取り組んでおられますが、引き続き御努力をされることをお願い申し上げて、一般質問に入らせていただきます。

まず、最初の質問でございますが、東日本で記録的な豪雨をもたらしました、この台風19号、上陸から間もなく2カ月、死者が90人、行方不明は5人となり、浸水被害は300近い河川の流域に及びました。土砂災害は884件と1つの台風としては、記録のある1982年以降最多と言

われております。

住宅被害は9万棟を超え、企業活動や農業も大きな損害を受け、今でも東日本各地で大勢の方が避難生活を送っていらっしゃいます。当町においても例外ではなく、昭和34年の伊勢湾台風以来の大きな災害となり、家屋の床下浸水26戸、土砂崩落、河川堤防の一部損壊等々、さまざまな爪痕を残していきました。

今回の災害の中には、豪雨のたびに被災する箇所があり、このような状況では、地域住民の生活が脅かされ、台風や大雨のたびに不安であり、安心した生活ができません。近年の異常気象を考えますと、従来の河川改修や復旧工事では、限界、通用しないのではないかと考えられますが、見解を伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 災害復旧につきましては、基本的に復旧が基本となっておりますが、このほど国もより大きな災害に対応した改良を含む事業が見直されてきていると承知をしております。

政府は、ことしの台風15号から19号を初めとした一連の豪雨、暴風を受けて、被災者の生活となりわいの再建に向けた対策パッケージを示しました。ここでは、緊急対策として生活の再建、なりわいの再建、災害応急復旧、それから、災害の救助の4つの項目について方針を示しております。

この中で、災害対応復旧の項目では、「被災された河川等の改良復旧等」と示されており、迅速な災害復旧とあわせて、単に災害前と同じ姿に復旧させるということではなく、より大きな豪雨等にも耐えられる改良復旧に期待をするところでございます。

また、政府は国土強靱化を一層進める方針も示しており、具体的なところは今後示されると思いますが、こういった考えのもとで復旧を進められるよう要望をしまいたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） さきの田福議員の質問、そして、御答弁にもありましたように、災害対策では人的被害、経済的被害、構造物被害に対して効果を発揮することが期待できるハード面の対策や、住民が水害に関する危険を察知して、主体的に避難ができるような対策であるソフト対策がありますが、いずれも計画規模よりも大きな自然の力に対しては効果が発揮できない場合があり、まさに今回の台風でありました。

ソフト対策はハード対策を代替するものではなく、相互に補完しなければその効果を発揮できませんので、両面から災害に強い長和町の再構築の取り組みを国や県などと、あるいは、町単独ですらに充実、加速していただくことをお願い申し上げて、次の質問にまいります。

生活道路が寸断され、生活に支障を来している町民がいる中、復旧に向けて対応されておりますが、被災前の町の状態に戻るにはいかほどの期間を要すると考えるか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 今回の災害は広範囲に甚大な被害が発生をしており、災害査定も今月9日から始まるところでございます。査定後の検算や朱入の手続きを経て、発注、施工、完了を考えますと、令和2年度末には大体の復旧事業がほぼ終了するというふうに思いますが、河川が災害となっている場所に接している災害箇所につきましては、建設事務所が河川・護岸工事の復旧した後に田畑の復旧が多少遅れるかと思うところがございますが、できる限り早い復旧を行ってまいりたいというふうに考えております。

具体的な事業の実施予定につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 建設水道課関係でございますが、道路、河川、橋梁は、令和2年度末ごろだと思われそうですが、頭首工、農業用水路の本復旧は水が少ない時期や稲作時期をずらして工事発注ということになります。

また、長久保地区の大呂手川、五十鈴川の災害箇所の田畑などは、県の復旧が完了した後の復旧工事になるかと思っておりますので、その地域におかれましては若干の遅れがあるかと思っておりますが、できる場所から工事を進め、できる限りの早い復旧工事をしていきます。

町としては、一日も早い復旧の終了を目指して工事を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 一日でも早い復旧・復興をお願い申し上げて、次の質問です。

林道や道路を含む道路、河川、そして農地等々至るところで被災しておりますが、復旧への優先順位の考え方についてはいかがなものでしょうか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 大規模な事業につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、公共土木施設災害復旧事業や農地・農業用施設災害復旧事業、林道施設災害復旧事業として実施していますが、これらにて扱われない、いわゆる小災害においては、平成29年度同様に長和町建設振興協議会にお願ひし、できる箇所から業者により既に着手していただいているところであります。

優先順位の考え方ということでございますが、生活道路、土地の利活用の重要性や使用頻度、水源地、松くい虫防除や森林経営計画の対象森林であるなど、さまざまな状況の検討を重ねながら、道路や農地、林道の被災箇所にかかわる復旧の優先順位を決め、決定し、工事を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） このたびの台風災害では、先ほど田福議員からもありましたように、自治会や町民の方からさまざまな情報や要望、そして御意見が寄せられたと思います。そこで見えてきた課題とその対処方法について伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 今回の台風災害を受けまして、11月末までに自治会と区から11件の要望書をいただいております。自治会や町民の皆様から私どもの目の届かない被災箇所等を教えていただき、大変ありがたく思っております。この場をお借りいたしまして御礼を申し上げさせていただきます。

そして、要望箇所につきましては、今後の町の復旧事業に町民の皆様の御意見を生かしながら、また、同じ箇所での災害、今回のような予想もつかない箇所で災害に遭っていることを十分に理解し、検討を行いながら工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、災害時の対応につきましても、自治会や自主防災の関係者の皆さんからさまざまな要望等をいただいておりますし、職員の中でも反省点は多いと思っており、災害復旧事業も含めて今回の災害対応についてしっかりと検証する場を設けて、反省を生かしていこうというふうに考えておるところであります。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 町では、災害復旧事業も含めて今回の災害対応についてしっかりと検証する場を設けて反省を生かしていこうと考えているという御答弁でございます。

これについては、平成30年の5月改訂版であります、長和町地域防災計画に同様な記述があります。ここには、住民生活に甚大な被害を及ぼす恐れのある大規模な災害に備え対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓に、町・県、公共機関、事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、大規模な災害に対処すべき事項を中心に定められており、発生した災害の状況等に関する検討とあわせ、その時々における防災上の重要課題を把握し、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものであるということでもあります。

今回は、台風19号による豪雨災害でしたが、今後も台風に限らず地球温暖化に伴う気候変動により、異常な豪雨の発生頻度が増加する可能性があると言われております。このような状況を踏まえると、これまでの延長線上での対応だけでは不十分であり、新たな視点での対応が求められるものではないかと思えます。

今回の台風を受けて、住民や区、さらに町民の方からさまざまな御意見、御要望も含め、浮かび上がった新たな課題も踏まえ、自助・共助・公助がバランスよく機能して初めて達成される防災・減災対策の取り組みをさらに充実、加速されることをお願いして、次の質問に移ります。

次の質問は、乳がんの早期発見のための自己検診啓発についてであります。

乳がんは、女性の30から64歳では、死亡原因のトップであり、日本では増加しており、2018年には9万人の日本女性が乳がんにかかると予測されておりました。乳がんでなくなる女性は、2016年には1万4,000人を超え、35年前と比べて3倍以上にもなっているようです。厚生労働省の発表では、2018年の乳がんによる死亡者数は1万4,285人と残念ながら増加し続け

ております。

この乳がんは、30歳から増加を初め、40歳代後半から50歳代前半にピークを迎え、働き盛りの女性に多いがんであります。20代で患う方もいるようで、比較的若い世代で多くなっているといえます。若いときから関心を持つことが大切であります。

生涯に乳がんを患う女性は、現在11人に1人と言われ、身近な病気となってまいりました。しかし、早期発見・早期治療を始めれば、5年の生存率は9割以上に及ぶとのこと。そのために何よりも大切なのが早期発見のための検診であります。国の指針では、40歳を迎えたら、2年に1度乳がん検診を受けることが勧められております。

そこで、幾つかの質問をいたします。

まず初めに、平成30年度の町の成果報告、ここでは、乳がん検診の受診者数は362人とのことでした。ですが、対象者に占める割合、いわゆる受診率、また、現在の乳がん検診の対象年齢についての見解もあわせて伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 乳がんにつきましては、40歳以上を対象としたマンモグラフィ検診を実施することにより、乳がんによる死亡の危険性が減少することが証明をされており、国立がん研究センターが発行している乳がん検診ガイドラインによりますと、市町村が実施する乳がん検診においては、40代から74歳までのマンモグラフィ検診が推奨をされております。

国では、このマンモグラフィ検診について40歳以上の女性は2年に1回受診することを義務づけており、長和町におきましても同じく40歳以上を対象に2年に1回を実施しております。

以下、受診者数などにつきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） それでは、私のほうから受診者数などにつきまして申し上げます。

平成30年度のマンモグラフィ検診の受診者数でございますけれども130人、平成29年度は145人ございまして、受診率は11.9%でありました。

しかし、70歳以上になりますと施設に入所されている方も多く見られまして、正確な受診率が得られないことから、国へのがん検診の報告は、40歳から69歳までの受診者数でも報告しております。こちらは、2カ年で219人となっております、受診率は34.9%ということでございます。

また、町では、このほかにも40歳以上を対象に人間ドックにおきまして超音波検査を実施しており、平成30年度実施者数は232人でありました。

検診の対象年齢についての見解でございますけれども、若い世代から検診の重要性を啓発するとともに早期発見を目指し、現在、町独自の取り組みとして30代を対象に2年に1回超音波検査を実施しておりまして、この2年間で60人が検診を受けております。受診率は26.1%でありま

した。

以上です。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） それでは、この乳がん撲滅のための取り組みと現状について伺います。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） それでは、乳がん撲滅の取り組みと現状についてお答えをいたします。

がんによる死亡を防ぐためには、がんにかからないようにすることです。がんは遺伝すると言われておりますけれども、遺伝によるがんは5%程度と低く、むしろ、喫煙、食生活、運動等の生活習慣が原因であることが多く、これらに気をつけて発がんリスクを下げる必要がございます。

しかし、発がんリスクを下げるため生活習慣の改善に心がけたとしても、がんになるリスクをゼロにすることはできません。そこで重要となるのが検診でありまして、がん検診はその死亡率を下げるのに非常に有効だと考えられております。

今後も禁煙、節度ある飲酒、肥満予防、運動の必要性、バランスのとれた食生活の大切さを普及啓発しながら検診の必要性についても啓発してまいりたいというふうに考えております。

乳がんは、20代でも患う人はいますし、30代後半から増加いたしますが、40歳未満では乳がんになる人が少ないため、検診の効率が悪いということ、また、40歳未満では乳腺が発達をしているため、マンモグラフィでは乳腺の異常がわかりにくいということもありまして、今後、検診の内容につきましては40歳以上を対象に2年に1回のマンモグラフィ、人間ドックによる超音波検査、30代には2年に1回の超音波検査を実施してまいりたいというふうに考えております。

また、毎年40歳になった方を対象にがんの予防、がん検診の必要性について記載されているがん検診手帳を全員に配布するとともに、無料でマンモグラフィ検診が受けられる無料クーポン券を発行しておりますので、こちらにつきましても継続して実施をしております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 次に、自己検診セルフチェックの啓発活動についての取り組みについて見解を伺います。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） それでは、自己検診セルフチェックの啓発活動の取り組みについて申し上げます。

乳がんは、自分で発見することができる数少ないがんの一つでございます。自己検診が大切であります。月に一度は自己検診をし、乳房の変化を感じた人は、乳がん検診を待たずに医療機関を受診することが大切であります。

町では乳がん検診を実施した際、自己検診方法の乳がんセルフチェック用パンフレットを配布し、

乳がん教育用視触診モデルにより、実際にしこりに触っていただき、しこりがどんな感じなのか、どんな感じで発見することができるのか体験をしていただく啓発活動を行っております。

その際のアンケートによりますと、40歳以上では、自己検診法について知っている人の割合は90%以上でございますが、実際に行っている人の割合は約50%の現状でございます。30代では知っている人の割合が約70%、実際に行っている人の割合は約40%であります。

自己検診を定期的実施することにより、普段と違う乳房の変化に気づくことができ、乳がんの早期発見につながるので、今後もその大切さを啓発していくとともに、あわせて乳がん検診を受けることの大切さを啓発してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 乳房自己検診グローブの配布もしくは購入の補助について伺ってまいります。

乳房自己検診グローブで自己検診の大切さをアピールする啓発の手段・ツールとして「ブレストケアグローブ」があります。この手袋は、柔らかいビニールできており、手のひらにあたる部分が二重になっているようであります。触診する際、胸にあたるビニールは動かず、手に触れるビニールだけが滑るため、指先が滑らかに動き、しこりを見つけやすいといえます。

このお値段ですが、3枚で約1,000円ほどであります。例えば成人式に成人女性に配布したり、イベント等で配ることで自己検診の意識づけを行う。または、希望者に購入補助を出すことはできないかと、このように思うわけであります。

この取り組みについては、実際に行っている自治体もあるようでございます。見解を伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町では11月から3月までマンモグラフィ検診の実施期間となっております。

乳がん検診の際、現在、乳がん教育用視触診モデルの触診体験をしていただいておりますが、ブレストケアグローブにつきましてもその際に使用していただき、受診された皆様の感想等を参考にした上で、よい感触を得られるようであれば、まずは40歳を対象とした無料クーポン券の発行にあわせてブレストケアグローブについても配布をし、自己検診のさらなる啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 民間会社が運営するライフステージや悩みに合わせて女性の一生をサポートする健康情報サービスサイトがありまして、ここが定期的にさまざまな意識調査を行っております。これによりますと、私どもの町も受診率、先ほどお聞きしましたが、全国平均、県平均で言えばちょっと低いのかなという感じがいたしまして、この今のサイトでは、乳がん検診を受けたことのない理由として、「行きたいとは思いますが何となく行きそびれている」が第1位、年代別で見ると、

30代から40代においては6割以上が理由として挙げています。仕事や子育て、家事に忙しい世代のため、自分の体まで気が回らないのかもしれませんが。

第2位では、「検診自体に抵抗がある」。例えば痛そう、体を見られたくないなどの理由であります。第3には、「費用への不安」とのことです。また、40歳以上では、未検診者がふえてくる理由として、「早期発見の重要性は認識するものの結果を知るのが怖い」でありまして、検診自体や健診結果に対しての抵抗感や恐怖心は根強く存在するようでございます。

当町でも、検診を受けない理由が同様な状況と推測いたしますが、町のがん検診は安価で受診することができることや、がん検診について正しい知識や情報をさらに発信していく必要を感じております。また、検査に伴う苦痛に不安があるということについては、勧奨の段階から検査方法について案内するなど、不安を取り除くサポートをして受診率向上を目指してほしいものであります。

また、自己検診のさらなる啓発のために、先ほど申しあげましたプレストケアグローブの配布が実現されるようお願いを申しあげて、最後の質問に移ります。

3番目でございます。

葬儀にかかわる生活改善について伺ってまいります。

当町では、平成21年の9月、長和町生活改善推進委員会が生活改善申し合わせ事項の内容を検討し、広報でその内容を公表しました。さらに、その内容はチラシを用いて全戸配布されたようであります。

現在ではありませんけれども、古町立岩の国道沿いに「生活改善実行の町」と記された大きな立て看板があったことを記憶しております。いつの間になくなっておりましたが、この申し合わせ事項では、婚儀、葬儀、見舞いについてなどの項目が記述されており、現在、町民もこれに沿ったお付き合いをしております。

当時、住民同士、お互いの申し合わせで冠婚葬祭時の費用や手間を減らそうという動きに沿ったもので、現在の生活改善方式に至っているものと思いますが、この申し合わせ事項がつくられてから10年がたち、近隣町村との違いを確認する機会がありましたので申し上げます。

これは、葬儀関係だけでございますが、佐久市、小諸市、南北佐久地域では、行政を中心として冠婚葬祭にかかわる負担を減らす申し合わせ事項をしております。これによると、新盆の見舞い金は包まず、記帳だけで済ませて敬意を表す、葬儀の香典は1,000円として、これは、私どもと同じですが、お返しはしない等の申し合わせ事項となっております。

お隣の県であります。群馬県の下仁田町、葬儀の香典袋の御霊前という袋の右肩に「新生活運動の趣旨に沿ってお返しを辞退します」と、これは印刷されておりますが、印刷された御霊前袋が取扱店で売っております。これについては、私の友人が下仁田町まで足を運んでいただいて入手したものであります。農協の売店に売っていたというような話でありました。これのよしあしは別として、当町よりある意味生活改善が進んでいるように思います。

冠婚葬祭という、いわば心の問題に係ることを行政が指導することは問題でありましようが、行

政が問題を提起し、町民の合意を得られるならば、さらに簡素化の運動を推進することについて、この見解を伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 当町の生活改善に関する御質問でございますが、この生活改善につきましては、現代社会に合った生活の合理化や昔からの慣習を見直し、よりよい社会の形成と豊かな文化生活を営むことを目的としております。生活の中の無駄をなくし、明るく住みよい文化的な生活づくりに貢献していることのできるものでございます。

生活改善の推進についての考え方でございますが、今、議員もお話ございましたように、行政が主導するというものではないかなというふうに考えております。生活改善は、社会生活に根差したものであると考えておりますので、以前もそうでございますけども、公民館の関係で検討していただくのがよいのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以下、町の生活改善の状況につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） それでは、私のほうから長和町の生活改善につきましては、議員の御質問のとおり、平成21年9月発行の「広報ながわ」において、長和町生活改善推進委員会から「生活改善申し合わせ事項について」という記事が掲載されています。

この中で、婚儀につきましては、親類の方は別として、御祝儀は1万円以内とする。それから、引出物を出さない。また、招待客は、新郎新婦を中心にできるだけ小範囲なものとする。また、披露宴は派手なものではなく、できるだけ簡素な披露宴とする。招待状に生活改善方式で行う文言を入れる。

それから、葬儀につきましては、忌中出席者は別といたしまして、香典は1,000円とし、会葬礼状のみでお返しはしない。それから、花輪、生花などは自粛する。それから、新盆見舞いは1,000円とし、お返しはしないなどとされております。

このほかに、見舞いや新築、それから入学、就職、出産などの祝い事についても1,000円としてお返しはしないということで、住民の皆様にお知らせがされております。

近隣の自治体においても、内容的にはほぼ同じというふうに思っておりますけれども、議員の御質問の中でも触れられていたとおり、新盆の際に見舞金を持たないとしている自治体もございます。

当町におきましては、冠婚葬祭の際には、先に申し上げました生活改善申し合わせ事項を基本としているわけでありましたが、冠婚葬祭の形式も以前と比較すると大きくさま変わりをしております。

現在の生活改善申し合わせ事項は、策定されてから10年余が経過しておりますので、他市町村の状況や議員の質問の中でも触れられていました生活改善を一層推し進めて行くための先進的な具体例を参考にしながら、改めて公民館において生活改善推進委員会を立ち上げ、申し合わせ事項の見直しですとか、現状でいいのかなどについて検討していただきたいというふうに考えているとこ

ろでございます。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 個々のお付き合いの程度がありますので、申し合わせ事項に沿わない部分も多々あるとは思いますが。申し合わせ事項も強制力がないものですから、それにしても、やはり先進的な具体例を参考にして、今後進めてもらいたいなということをお願いを申し上げたいと思います。

また、ただいま御答弁いただいたように、広報ながわにおいて、この推進委員会から生活改善申し合わせ事項、これが掲載されたのが、先ほど申し上げましたように10年前、一昔です。この間、当町へ移住された住民の皆さんは知らないわけですし、冠婚葬祭についてのお付き合いについては、古くからいる住民の方からの情報に頼るしかないというのが現状であります。

したがって、申し合わせ事項等について、再度、広報等で周知する必要を感じます。ここら辺を御配慮いただいて、今回の生活改善についての質問を終わります。

以上で、きょう予定した質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、9番、宮沢清治議員の一般質問を終結いたします。

ここで、11時まで休憩いたします。

休 憩 午前10時48分

---

再 開 午前11時00分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問を行ってまいります。

本日、私は台風に関する情報発信について、「広報ながわ」について、町の契約、入札について、以上3点、質問しておきます。

まず最初に、台風19号にかかわる情報発信と避難所などについてです。このたびの台風では、被災された皆さん、また、対応された皆様にはお見舞いとお礼を申し上げます。

今回の台風では、長和町は前日から警戒本部が設置され、あらかじめ避難に対する対策は行われていました。台風接近、雨量の増加に伴い、町民に向けたさまざまな情報が発信されましたが、どのような情報をどのような手段で発信したか、FMとうみは利用したかお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先ほどの田福議員の質問で答弁をさせていただきましたが、台風の接近に伴いまして、10月10日からケーブルテレビの文字放送などさまざまな方法で情報の発信に努めてまいりました。

そのとき必要な情報は、全ての方に的確に伝えることはなかなか難しいことだと改めて感じたところでございます。

詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（森田公明君） 城内情報広報課長。

○情報広報課長（城内秀樹君） 台風19号に対する情報伝達の体制につきまして御説明をいたします。

災害時には、長和町災害警戒本部もしくは長和町災害対策本部からの防災無線による情報発信のほか、本部からの指示により情報広報課が情報発信を行っております。

今回、担当課では、避難所開設情報、避難情報、道路規制情報、バス運行情報、漏水情報等について、町外や野外でも情報が入手できるという利点から、FMとうみ文字アプリに情報を掲載し、その後、全く同一の内容をケーブルテレビの文字放送、データ放送、音声告知放送及び町ホームページで情報発信するという手順で臨みました。また、主に若年世代への情報提供を目的に、フェイスブック、ツイッターによる情報発信も行ったところでございます。

FMとうみでは、協定を結んでいる市町村の最新情報を30分おきにラジオでも放送していただいたところでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） さまざまな伝達手段がありますが、防災無線は聞き取りにくく、テレビのテロップなどもタイムリーではなく、その番組を見なければ意味がありません。可能な限りのデバイスを使って情報発信はされていましたが、SNSなどは肝心な高齢者では利用率が低いと思われる。やはり、いながらにして聞こえてくる告知放送がベストではないでしょうか。

そこで、この告知放送は公営住宅、町営住宅、指定避難所を含め全ての世帯に設置されているのか、設置されていない戸数はどれほどあるか、今後未設置のお宅に設置する考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（森田公明君） 城内情報広報課長。

○情報広報課長（城内秀樹君） 告知放送の端末機は、加入者の要望により設置しているため、全世帯には設置されていないのが現状でございます。

現在、全加入者数2,638件中、未設置の加入者数は321件でございます。この告知端末機はテレビの附帯設備として加入者の要望により設置してきておりますので、現在のところ全ての世帯に設置する予定はございません。

以上です。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 次の質問ですが、停電となった地区で告知放送が聞こえなかったという報告がありましたが、確認はできているのでしょうか。どのような対応をしたか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 城内情報広報課長。

○情報広報課長（城内秀樹君） 今回の台風19号では、古町と長久保の一部の停電した地域において、音声告知放送が聞けなかったとのお話を伺っており、原因も把握しております。

今後の対応策でございますが、現在の音声告知放送では、停電時には、はっきり申し上げて限界がございます。停電時の音声告知放送の活用方法とすれば、告知端末機を取り外して乾電池を入れ、ラジオとして防災チャンネルとなるFMとうみをお聞きいただく活用方法となります。

今回の停電地区の皆さんへの避難の連絡や災害情報の提供については、町の広報車、消防団の車両、消防団員による呼びかけにより実施をしたところでございます。

災害時の情報提供については、一つの手段で全てをカバーすることは難しいと考えられますので、先ほど申し上げましたようなさまざまな手段を活用して情報提供に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 先ほどの質問で、告知放送を全ての世帯に設置する予定はございませんと言い切られておりましたけども、現在の告知端末装置は、ケーブル式の一般電源での稼働であり、停電時には限界があるとおっしゃっていました。実際は、限界というか、停電になればダウンしてしまって使えないということだと思います。これにかわるシステムとして、防災行政ラジオ、お隣の武石地域では、エリアトークなるものが導入されています。

長和町でも次期情報伝達システムとして、現行の防災無線をイノベーションしたシステムを検討したらどうでしょうか。また、町営、公営住宅、新築住宅など未設置の加入者などに改めて設置希望の調査を行ったらどうでしょうか。

次に、避難所に関する質問です。

立岩全域にも避難勧告・指示が出され、役場庁舎、蔵が避難所として指定されていましたが適切であったか、また、立岩・有坂地区の避難施設をどのように考えているかをお伺いします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 立岩地区の避難所ではありますが、長和町地域防災計画では、立岩公会堂、立岩構造改善センター、沖公民館、上立岩コミュニティー施設の4施設が指定されているところです。今回の避難指示を発令した地区の人口及び指定している避難所の場所、また、職員の数を考え、役場庁舎及び活性化施設「蔵」を避難所として開設をいたしました。

避難所については、災害の種類、規模等で開設する施設が変わると思われませんが、長和町全体で多くの人数を受け入れることのできる施設が限られているため、今回の災害を検証し、町の施設計画等と防災計画との調整を図りながら避難所の指定、施設の改修、整備を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） この質問の趣旨は、立岩・有坂地区には適切な避難所がないということです。立岩地区は、沖地区を除いた全地域が推進地域となっています。有坂地区は全域が土砂災害警戒区域となっています。答弁のとおり適切な場所で、あるいは既存の施設等を利用した整備を図っていただきたいと思います。

次に、この台風では、長久保の一部と寺上地区で12日夜半から停電となっています。この地区の要支援者、高齢者世帯などへの安否確認はどのように行ったかをお伺いします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 停電になったことでの要支援者等への安否確認の対応は行っておりませんが、台風接近に伴い、各避難所の開設が決定した段階で避難行動要支援者名簿を準備し、対応をさせていただきました。しかし、先ほどの答弁でも触れさせていただきましたが、今回は、台風に対する対応ということで短時間で対応しなければならなかったこともあり、避難行動要支援者の把握等は不十分な点があったかというふうに思います。

停電に対する要支援者への対応としましては、滝ノ沢、五反田、北古屋、寺上、それから、長久保の7区、14、15、16区の停電に対し、停電により避難所の開設、炊き出しの実施等の情報提供を避難行動要支援者92名の方に対して、広報車による情報提供のほかに、職員が直接自宅を訪問し情報提供をさせていただきました。

先ほども答弁させていただきましたけれども、要支援者に対して誰が確認し、誰が避難支援、一次避難所までの誘導等を行うか事前に確認をしておく必要があるというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 答弁の中で、広報車による広報を行ったということですが、実際、広報車が動いたのは翌日のことだったと思います。停電地区の避難行動要支援者は92名とのことで、停電になった時点でひとり暮らしや高齢者世帯、障害者に対して安否確認を行うべきだったと思います。

この日は、雨が小康状態となってから気温が下がり、寒さを感じました。私の知る方で、停電後、体調を崩し入院された方や、持病が悪化し数日後に亡くなった方もおりました。

上田市では、このような場合、自治会長さんと地区担当のケースワーカーさんで訪問を行っているようです。

次の質問です。

この停電地区へは13日午後に炊き出しを行っていますが、どのような経緯で、どのような方法で行ったのか、自主防災組織、地区防災会議との連携はできなかったのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 炊き出しについての御質問でありますけれども、株式会社中部電力との情報共有の中で、13日中の復旧が見込めないとの連絡を受けまして、午後2時に自主防災会の会長と各区長に来庁していただきまして、経過説明を行い、炊き出しを伴う避難所を開設という決

定をいたしました。

炊き出しについては、長和町社会福祉協議会に依頼し、日赤奉仕団、ボランティアの皆さんの御協力により実施をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 実はこの日、私のところへも社会福祉協議会の職員さんから連絡をいただきまして、炊き出しに参加しました。この炊き出しについても避難所開設についても地区防災へは連絡がありませんでしたので、炊き出し以外は関与いたしませんでした。

次の質問です。

今回の台風では、消防団の皆さんをかなり酷使していたと私は感じました。長久保地区でも無理なお願いをいたしました。やはり、消防団、マンパワー不足ではないでしょうか。災害時協力団員などを募ってはどうか、また、消防団員が安全な活動をするためのマニュアルも作成したらどうでしょうか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 消防団の皆さんには、今回の台風の対応につきましても心から感謝をしておるところでございます。

御質問の機能別消防団といったことに関しましては、平成30年度実施しました団員の定年制の撤廃を検討した際に協議をさせていただきまして、その結果、見送りした経過がございます。今回の台風時の対応や議員の御質問を踏まえ、今後、消防団幹部会、消防委員会等で再度協議をする場を設けさせていただきたいというふうに考えております。

また、消防団の活動につきましては、去年の消防委員会でもお示しをいたしましたが、消防団活動マニュアルを作成してあります。災害現場は臨機応変に活動する部分が多く存在するわけですが、団員の皆様の安全確保を第一に考え活動をしていくこととしております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 今回の台風の中でとは限りませんが、いつも土のうが不足するというような形の中で、消防団員の協力団員を募って、その方々に土のうづくりなどを直接危険な場所へ行かないで、そういった活動をしていただければ、団員の負担もかなり減るのではないかと、そんなふうに考えます。

私の求めている消防団安全管理マニュアル、ほとんど今の活動マニュアルに類似しているわけですが、もうちょっと奥へ踏み込んで、災害時の三次ストレス障害対策とか、教育普及・啓発、消防団員の家族までへのストレスの周知、理解の促進、緊急時のメンタルサポートなど取り組んでいただいている中で、専門家に依頼して講習会などを開催していただければ完璧かと、そのように思います。

今回の台風で多くの対策、活動が行われましたが、いろいろな経験をしました。反省会をぜひ開

催していただき、次期発生するであろう災害に向け生かしていただきたいと思います。

次に、2番目の「広報ながわ」についての質問です。

広報ながわ11月号に、町長から災害に関しての報告などが掲載しているかと期待しておりましたが、トップページにはウイスキーのグラスを掲げる写真が載っており、愕然といたしました。編集委員会などで内容検討はしないのでしょうか。

11月の議会だよりでは、表紙に災害現場の写真を掲載し、議長の挨拶でお見舞い、今後の対応、消防団員へのお礼が述べられています。

近年の広報ながわの傾向を考察しますと、イベントの記事・写真が目立ちます。

広報とは、本来、単に情報提供の手段ではありません。真摯で丁寧で思いやりのある広報は、情報を媒体として送り手側行政と、受け手住民との間に信頼関係が生じるものであると言われていきます。

広報は、まちづくりの総仕上げであります。例えどんなにすばらしい政策、まちづくり計画を組み立てても、それを町民に伝えて初めて広報の目的が達成できるわけです。近年の広報では、イベントの開催、結果、行事の結果がほとんどで、政策を伝える記事、情報は皆無です。11月号を例にすると、唯一、決算報告が行政誌としての内容であり、トップページに値するのではないのでしょうか。

広報は、町民が必要としている行政情報や事業内容などを積極的に発信することで、町政への理解を求めることでもあります。

また、町政への提案や要望、苦情、相談など、町民からのさまざまな意見や情報に耳を傾け、町民の立場になって考え、その真意を理解することでもあります。現在の広報ながわはどうでしょうか、公聴はなされているのでしょうか。方向修正をする必要があると私は考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 広報ながわに対する御質問でございますが、今回の広報ながわ11月号の災害関連記事の取り扱いにつきましても、広報担当者と防災担当者と協議をした中で、11月号の原稿締め切りまでに被害総額の取りまとめが終わらないため、まとまった段階で掲載した方がよいのではないかという判断から掲載を見送ることといたしました。

広報委員会でも了承され、11月号の紙面においては、編集後記において12月号の特集ページでお知らせする旨の記載にとどめさせていただいたという経過でございます。あわせて、広報12月号では、今回の台風19号被害の復旧・復興に対する私の思いを掲載させていただきましたので、御了承をいただきたいというふうに存じます。

特に、広報誌のあり方に関する御質問でございますが、町が取り組んでいる事業の進捗状況などをお伝えしていくことは非常に重要であり、これらを周知する方法として広報誌が果たす役割は大変大きいと考えております。また同時に、町の歴史を記録していく大切な意味もあるというふうに

考えております。

現在の広報委員会は、グループウェア上での校正依頼の形をとっており、本来の広報委員会の目的が達成されていないと思われまますので、今後は、委員会の開催方法の見直しをし、委員の意見を積極的に取り入れ、充実した誌面となるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

町民の皆さんが知りたい情報を充実させ、お手元に届いたら必ず見ていただけるような広報誌を目指してまいりたいというふうに思っておりますので、御指導賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） ただいま町長から大変心強い答弁をいただきました。

台風の情報に関しましては、広報12月号で詳細な被災状況、復旧の見通しなどが掲載されました。その間、1カ月以上にわたり復旧の予定はどうなっているのかというような声が町民からかなり聞かれました。11月の広報ながわ、あるいは、ゆいねっとなどですべて網羅する必要はなかったと思いますけど、若干そのようなところに触れていただければ、住民の方々も納得したのではないかと、そんなように思います。

広報ながわは、長和町の顔です。担当者にお任せでなく、編集委員会は内容ぎめからかかわるべきです。連載記事の必要性も検討する必要があります。また、基本的なことです、文章、ページの構成、用語や語句、誤字などは原稿を依頼した部署でもチェックする必要がありますし、さらに編集委員が読み合わせなどを行うなど責任を持って構成する必要があります。

編集委員会でこのような検討が無理であれば、担当職員は取材、資料などのソース収集と文書作成にとどめ、紙面の構成、DTP指示、印刷管理などは行政事務包括業務委託とし、クリエイターにお任せしたらどうでしょうか。

いずれにしても広報ながわは、町政誌としてその目的を満たしていただけるよう修正をお願いいたします。

次、3番目の質問です。

町事業の設計、入札、落札率についてです。

町では毎年、物品購入、建設、建築工事などさまざまな事業、工事などを行っております。事業を行う場合、まず、仕様書や設計図書を作成します。この設計図書の作成は、建設、建築それぞれこの業者に委託しているのか、町内には設計業者はあるのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町の事業における設計業者に関する御質問にお答えをさせていただきます。

主な設計業者は、土木関係では公益財団法人長野県建設技術センター、それから、耕地関係は長野県土地改良事業団体連合会、それから、林務関係では、一般社団法人長野県林業コンサルタント協会、それから、建築関係は、町内及び県内の設計事務所が請け負っております。

また、町内の設計業者は、建築関係で1社登録がございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 私も認識している中では、建設関係はなかったなと思います。建築業者は1件あるのは存じておりました。

今年度を含めた過去5年間で、町が発注した事業で、増額、減額など契約変更となった事業の件数と金額、その理由をお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、私のほうから回答をさせていただきます。

今年度を含めまして、過去5年間で町が指名競争入札を行った工事のうち、工事費150万円以上の建設工事等の変更契約の件数と金額についてお答えをいたします。

平成26年度の件数は18件で、金額は1億917万7,200円、27年度は件数14件、金額1,902万2,357円、28年度の件数は23件、金額1,361万700円、29年度の件数が18件、金額2,354万760円、30年度の件数は11件、金額3,444万9,520円、今年度の件数は7件で、金額は1,494万7,200円ということでございます。

変更の主な理由としましては、増額分では施工距離の延長や面積の増工、当初になかった不足工事分の増、取り壊しや撤去費用、処分費の増、設備の増設、工事箇所に関連した改修等による増工、減額分としましては、資材費の減、施工距離や施工面積の減、舗装復旧費の減、冬期補正率の減等でございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 答弁をいただきました。

思った以上の件数と金額で驚いたわけですけども、ほとんどの工事に変更が行われているんじゃないかと、そんなような数字かと思えます。

今年度の町道改良工事で、契約額に対して約460万円増額の契約変更がなされました。この原因は、設計書作成の段階で現場の調査不足ではなかったでしょうか。町では作成された設計図書のチェックはどのように行っているのか、また、入札に先立って行う説明会で業者側は設計書、あるいは実際に現場の確認を行っているのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 今年度発注した、町道古町長久保線道路改良工事に係る増工につきましては、既設舗装の厚さが当初の見込みよりも厚かったことから、それに係る取り壊し費用や処分費用がかさみ、結果的に金額が増となったことが主な理由でございます。去る9月定例会最終日に説明をさせていただいたところでございます。

発注の際にもととなる実施設計時の舗装厚につきましては、平成30年度から継続事業であったことから、昨年に調査をしたコアや精算した際の舗装厚を用いたところでございます。

町では、国からの補助金や交付金を用いて事業を行うものについては技術職が不在なことから、

事務担当者だけでなく専門的な知識・経験と実績を兼ね備えた長野県建設技術センターへの外部委託を行い、成果品は、町の職員が測量結果などをあわせて確認しております。工事の施工につきましては、現場管理から施工管理まで一括したチェック体制をお願いしているところでございます。

また、入札前の現場説明会においては、事前に設計書や図面関係を関係業者が閲覧できるような仕組みを構築しておりますが、御質問にありました、事前に業者が現場確認をしているかどうかまでは町としては把握しておりませんが、当然、確認しているものと思っております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 答弁いただきました。

設計書のチェックは、長和町では技術職員がおりませんので、満足にできていないと思われれます。また、施工中の監理・検査などもコンサルタントなどで行われているわけです。

入札に当たり、施工業者は設計書と現場を照らし合わせ入札に臨んでいるかとも思っていました。そうではないと私は判断しました。契約変更にはさまざまな理由があるようですが、業者側は現場をしっかりと調査していない。行政側も安易に設計、契約変更に応じてしまうなど、緊張感が不足しているのではないのでしょうか。

さらに、契約変更となれば事務量も当然ふえるわけですし、何よりもほかの計画した事業にも影響を与えると考えます。増工を防ぐために、設計の段階から慎重なチェックをしていく必要があります。

次の質問です。

設計と施工を一元化して行う、デザインビルド方式というものがあります。

この方式が長和町で可能でしょうか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 一般的な公共事業の発注方法は、設計・施工分離方式でございしますが、渡辺議員がおっしゃるように、1社が設計及び工事を行うこともございます。一般的には設計施工とっておるところでございます。

設計施工が適している工事としましては、施工方法がいろいろあり、発注者が設計内容を一つの案に決められない場合、設備工事等で設計と製造が密接不可分な場合、設計を終えてから工事を発注する時間的な余裕がない場合、施工業者が独自のノウハウを持っており、よりよいものをつくることのできる場合などが挙げられております。

当町におきましても、町営住宅の建設につきましては、プロポーザル方式で提案をいただいた中から1社を選定し、設計施工で工事を実施した例がございますので、ケース・バイ・ケースでデザインビルド方式の採用は可能であると考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 私も以前、現役だったころ、ちょっと考えが古かったものですがけれども、行政が行う公共工事では、設計と施工は分離して発注する方式が一般的で、設計者に委託して設計

図を作成させ、その設計図に基づき価格競争の入札を実施できると見られていました。

平成17年に公共工事の進出確保の促進に関する法律が施行されました。その中でも、デザインビルド方式が基本的な方針として明確に記載され、公民両面で注目を集めております。

デザインビルド方式によって設計施工を一元化すれば、両者が緊密に連携できるため、より質の高い工事ができ、増工など契約変更するようなトラブルもなくなり、工期の短縮、質の高い事業が実施できるわけです。

建築にかかわる設計の入札で、最近、プロポーザル方式があります。道の駅直売所の設計は、プロポーザル方式と聞いております。どのようなものが簡潔に説明願います。また、今後、長和町で予定をしている事業で、プロポーザルはあるのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 道の駅の直売所のプロポーザルにおきましては、道の駅エリア活性化推進委員会において、事業計画を検討、協議していただき、事業の基本計画をまとめていただきました。基本計画の中で事業の目的、具体的な事業計画、売り場面積を初めとした施設の規模、または、想定試算に基づく建設事業費を示しております。

また、プロポーザル実施にあたっては、技術提案募集要項を作成し、具体的な施設規模、用途、上限の設計額、プロポーザルの方法を提示いたしました。この中には、マルメロの駅ながと及びやすらぎステーション28において景観形成住民協定が結ばれておりますので、協定も遵守するよう指示をしたものでございます。

設計業者は、業者選定委員会で決定した5社とし、提案された内容を道の駅エリア活性化推進委員会委員が審査をし、設計業者を決定したものでございます。

また、今後予定をしているプロポーザルにつきましては、樫の木福祉会が、旧わかば保育園を利用している「ぶらっと」を中心に、町有地において山の子学園共同村建てかえを計画していることから、新しいコミュニティー施設の一体的な整備の関係もあり、設計業者選定に関して審査に加わる予定となっております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 答弁いただきました。

プロポーザルとは、業務の委託先や設計者を選択する際に、複数の業者に企画を提案させて、よりよい企画を採用するものと理解しています。これ、業者側から見ますと、利益率は高くておいしい仕事と言われております。

次に、町長の建築物のコンセプトとして主要構造物は木造で、屋根は瓦葺と伺っています。なぜ、このようなこだわりなのかをお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町の林野面積は90%を超えておりまして、主に植林をされてきたカラマツの70%以上は利用・伐採の適齢期を迎えております。

もとより、日本の建築物は木造のものが主であり、これは、木材に高い断熱性、調湿作用、木の持つ独特な温かみやぬくもり、また、健康へのよい影響など、日本の高温多湿の環境、風土に適しているからでございます。

また、歴史のある古いお寺などは、数百年前から現存しており、高い耐久性を示しているよい例ではないかと思っております。

さらに、木造とすることでRC造に比べて、木材製造時のCO<sub>2</sub>の排出量の低減、それから、製造後の炭素貯蔵量の確保等、環境への負荷低減の効果が見込まれているところでございます。

私は、和田村長時代から緑豊かな森林に囲まれた村内の自然環境にふさわしい建物は木造であると考えてきておりますので、合併後の長和町におきましても、伐期の来ている町内産の木材を有効に利用した木造の公共施設の整備を進めてきたところでございます。

さらに、国としても公共建築物等の木材利用につきましては、人工林が本格的な利用期を迎えることから、木材率が低く、潜在的な需要が期待できる公共建築物において、国や地方公共団体が率先して木材利用に取り組むことが重要であるとの考えから、公共建築物等木材利用促進法を整備をしまして、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び自給率の向上を図ることとしておりますので、木造での公共建築は、国の施策にも沿っているものであるというふうに考えております。

なお、屋根につきましては、その時々判断でございまして、ながと保育園及びこの役場庁舎は、カルバリウム鋼板を使用しております。それから、現在建設中の大型農畜産物直売所につきましては、先ほども申し上げましたが、マルメロの駅ながと及びやすらぎステーション28において景観形成の住民協定があることから、瓦葺とさせていただいたところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 木造となりますと、耐震性の強化とかクリア、また、消防法の規制も厳しくなりました、消防設備の設置、維持などコスト高になります。さらに、見た目にも贅沢としか言いようがありません。贅沢な仕様では、業者の設計も容易となり利益率に貢献するばかりと考えます。町の財政規模に見合ったコストを重視した中で、機能を凝縮した仕様としてプロポーザルしたらどうでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 公共施設の建築におきましては、議員がおっしゃるとおり、その施設が必要とする機能を充実させることが重要であるというふうに考えております。

庁舎建設につきましても、木造のメリットを生かすとともに、安全で経済的合理性に優れた庁舎であること。それから、華美な装飾や高価な資材を排除し、シンプルな形状にすることで建設費の縮減を図ってまいりました。その結果、庁舎北側、下から行きますと壁面で、まるで工場か倉庫のようだというふうに言われることもございますが、質素な建物になっておるわけでございます。

このプロポーザルによる事業実施につきましては、建築する施設の内容などを十分に検討をして、

一番よい方法を選択していきたいといふふうに考えているところであります。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 次に、入札に関する質問です。

競争入札を行う場合、あらかじめ予想される落札価格の上限を設定した金額が予定価格と理解しています。長和町では、設計金額イコール予定価格でしょうか。どのような基準で設定しているのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 建設工事などを行う際に作成する設計書の金額は、市場における労務や資材等の取引価格等を反映して積算を行い、算定したものでございます。この金額は、公共工事を実際に施工するために通常妥当な工事費用でございますので、設計金額を予定価格としておるところでございます。

なお、設計金額から一部の費用を控除する行為は、「歩切り」というふうなことに該当するため、法律違反となりますので、そのような行為は行っていないということでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 今の答弁の中に「歩切り」という言葉が出てきたんですけども、私も以前は設計金額の8割程度が落札予定価格と思っていましたが、最近の法改正等で設計金額と予定価格が同額に近づいているというふうに認識しました。

次に、落札額に対する予定価格の割合が落札率です。長和町の入札結果はホームページに掲載されていますが、予定価格の表示がありません。東御市では、しっかりと予定価格が公表されています。

東御市の令和元年度、これまでの指名競争入札の落札率の最高値は95.6%、最低は70%、平均は89%でした。また、上田市の落札率は87から89%が平均です。さらに、県では平均が92.5%となっています。市町村レベルでは90%未満が平均値と考えられます。

長和町過去5年の指名競争入札における落札率の平均値はどれほどだったか、予定価格が示されていないのはなぜか、その理由、支障がなければ公表できないか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 平成26年度から30年度までの各年度の落札率の平均についてお答えをいたします。

平成26年度が96.9%、27年度が95%、28年度が97.5%、29年度が96.9%、30年度が95.4%でございました。令和元年度に関しましては、現時点での平均は96.2%でございます。なお、平成30年度1年間の近隣市町村の指名競争入札における平均落札率につきましては、95.2%から98.21%ということでした。

また、予定価格が公表されていなかったのは、従前からの様式により入札結果を公表してまいりましたので、今後は公表するようにしてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 長和町の落札率は95%から97%と、私は高いと考えていますけども、その理由と長和町では予定価格を業者に公表しているのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 各事業者が応札をする際は、工事内容、施工場所、手持ち工事の状況、従事者の手配などの諸条件を勘案して入札金額を算定しているものと思います。町としましても、当然、落札額が低い方がよいわけですが、公共工事の品質確保のために最低制限価格の設定等も行っているところでございます。

先ほども申し上げましたが、平成30年度の1年間の町の平均落札率は、近隣市町村の平均落札率との比較では、特に高いというレベルではないかというふうに感じております。また、各市町村それぞれ事業内容も異なりますので、一概に落札率を比較することは難しいのではないかと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、各事業者の皆様には引き続き市場の競争原理に基づき、より安価でよりよい仕事をしていただくよう、機会があるごとに要請をしまいたいというふう考えておるところでございます。

また、予定価格は設計金額でございますので、事前公表は行っておりません。

以上です。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 落札率の平均を伺いました。高い率もあれば、当然、低い率もあるでしょうし、事業の内容によって落札率はさまざまであることは理解できます。また、限りなく予定価格に近い金額で落札を繰り返しているとすれば、その業者は、予定価格が何らかの形で漏れていた可能性が強まるわけです。

最近では、入札の透明性を高める目的で、一定の基準に沿って予定価格を事前に公表する地方自治体がふえています。これまでの答弁では、設計書の内容をチェックできる職員がいないこともあります。せめて、設計書の単価、歩掛、数量と現場を照らし合わせるなどができるのではないのでしょうか。

また、本日答弁いただいた数値などは、財政担当として業務の実績を評価、分析、比較することが業務の一環と考えます。そして、何より増工のない効率的な契約を履行していただくようお願いいたします。

以上で、本日の私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で、2番、渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。

ここで、13時まで昼食のため休憩といたします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午後 1時00分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、第1に、農地・農業用施設の災害復旧事業進捗状況、用排水路の抜本改修の必要性、第2に、令和2年度当初予算編成方針及び予算の編成段階での住民参加の機会について、第3に、政治分野における男女共同参画のうちの推進に関する法律の公布施行に伴う長和町の女性ゼロ議会について、以上、3点について一般質問をさせていただきます。

まず初めに、10月の台風19号により長和町も河川の氾濫、土砂災害等により、道路、河川の護岸、農業用水の損壊など、甚大な被害が発生し、いまだに復旧工事が手つかずな箇所も多数散見されます。

改めて被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げるとともに、既に各議員の被害に関する一般質問にて答弁された内容を踏まえ、通告書に基づき、農地・農業用施設の災害復旧事業の進捗状況を問い、大雨のたびに災害の危険が指摘される場所、特に用排水路の抜本的改修をどのように考えているか、ただしていきたいと思えます。

まず、台風19号による農地、水路、道等の農業用施設の被害実態と復旧作業等の進捗状況について質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 台風19号による被害状況でございますが、先ほどの田福議員の答弁で申し上げさせていただきましたので、その部分は省略をさせていただきます。

復旧作業の進捗状況でございますが、大きな災害箇所につきましては12月に災害査定、1月に計画変更、実施測量、実施設計、それから、2月から3月に第2回災害計画変更、4月から5月には計画変更手続をし、国からの承認をいただくようになり、時間がかかりますので、その間の今現在、小災害箇所を長和町建設振興協議会の加入者により順次復旧工事を進めていただいております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 各集落の被害箇所の実態把握は全て完了されていると考えますが、今後の災害復旧事業について、被害のあった集落を対象に災害復旧事業説明会の開催予定はあるかを質問いたします。

来年の水稲作付の苗の発注は、JAの取りまとめが2月下旬となっており、用水の復旧のめどが立たなければ、作付を諦めなければならない状態となるため、住民に対しても一日も早い被災用水の復旧計画を提示いただきたいと思います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 被害のあった集落を対象に災害復旧事業の説明会を開催する予定はあるかと、被災用水路の復旧計画を提示いただきたいとの御質問でございますが、現在のところ説明会の計画はございません。

また、復旧計画でございますが、一つ一つの水路の計画は、今現在、査定も受けていない中で、また、工事の発注もしていない中で御提示は難しいと考えておりますが、今後におきましては、古町地区・長久保地区・大門地区・和田地区のそれぞれの地区の住民の皆様がわかるような図面や各地へ回覧や文字放送などにより周知をしたいと考えております。

また、詳細な場所等をお知りになりたいお方につきましては、建設水道課まで、申しわけありませんが、お問い合わせいただければお答えしていきたいと思っております。

一日も早い復旧を目指して工事を進めてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 第1の質問の答弁でいただきました国の災害復興の査定から承認まで半年以上かかることは理解できる面もありますが、自治会長やまたは区長などの各集落単位の代表の方と対話による進捗状況の説明や情報交換は回覧等の告知と並行して必要だと考えますが、その必要性をどの程度と考え、実施可能性があるか再質問させていただきます。

情報交換の必要性は、第1に、住民個人が建設水道課に問い合わせる場合、担当者の不在が多く、回答までに時間を要すること。第2に、自治会長が工事の進捗を把握することにより、自治会で行うせんげざらい、このせんげざらいというのは、信州の方言だそうですけど農業用水路の整備などの共同作業等の計画が立てられることが考えられます。

再確認ですが、2月末までには、頭首工や崩壊した用水の復旧のめどが立つのでしょうか、水が水田に流れてくるか来ないかわからない中で、田起こしなど作付の準備を行うことほど不安なことはありません。

午前中に宮沢議員の質問答弁により、水路復旧が多少遅れるとの答弁でしたが、水路に水が通らず、田植えが出来る場所も想定されるということでしょうか。質問いたします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 対話による情報交換でございますが、議員が言われるように情報交換はとても大切だと考えておりますが、今現在、災害査定への申請準備をしている段階であり、正確なお答えを地区の皆様にはできないと考えております。

町民の皆様が心配しておられることは十分承知しております。工事が着工できる段階になるころには、自治会長様、区長様への説明ができればと考えております。復旧めどの予定などについてできる限りの情報を提供していきたいと考えているところでございます。

まず1つ目の、担当者の不在が多く、回答までに時間を要することについてでございますが、確かに、現場での対応が多く席を外しておりますが、それは、より早く災害復旧をするためにどうして

も必要なこととございます。必ず夕方には戻ってきますので、その後の連絡となってしまいますが、一つ一つ対応させていただいております。

また、詳細なことを伝えなければならないこともあると思いますので、直接担当者と話されたほうがよいかと思っております。なるべく連絡のあったその日に御返答をさせていただくようにしてまいります。内容によっては、時間をいただくこともございます。

続いて2でございますが、自治会長が工事の進捗を把握し、自治会でせんげざらい等の農業用水路などの共同作業の計画が立てられることが考えられるについてでございますが、住民の皆様が共同作業として水路のせんげざらいをしていただければとてもありがたく思います。

春の道水路普請がそうだと思いますが、利用している人が水路等をきれいにすることは、とても重要で大切なことだと思います。

災害査定が済み、請負業者が決まれば、進捗状況が把握できますし、議員の皆様や自治会長様、区長様へのお知らせなど連絡を密にとらせていただきたいと思いますと考えております。

議員の皆様、自治会長様や区長様の役職の皆様には、住民の皆様から多く問い合わせが来ているかと思いますが、職員一同全力で取り組んでおりますので、どうか御理解と御協力をお願いいたします。

また、町長の開会日の提案理由の説明でも申し上げておりましたが、稲作の時期までには何としても水路に水を通すことが最優先だと考えております。本復旧が難しい場合は、仮復旧でも水を通すように対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 国の農地・農業用施設災害復旧事業は、1カ所の復旧工事費が40万円以上のものが対象となっておりますが、それ以下の小規模災害箇所の行政の対応はどのようになるか質問いたします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 1カ所の工事が13万円以上40万円未満のものでございますが、激甚災害の発生した地方公共団体が補助災害復旧事業によって措置できない比較的小規模な単独災害復旧事業の財源に充てる特例債を利用して、現在、町内業者で協力していただいております長和町建設振興協議会にお願いし、既に復旧工事が行われています。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 今の質問の再質問なんですが、13万円以上40万円未満ということですが、小規模災害への対応の質問で、13万円未満の箇所の対応は行政としてどのように対処されますか。自力復旧や共同活動等での対応に対して多面的機能支払交付金の活用も可能なようですが、町の小規模災害箇所の対応について説明願います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 小規模災害への対応を多面的機能支払交付金等の活用は可能かとの御質問でございますが、長和町多面的機能保全組織による活動の復旧活動費として多面的機能支払交付金も利用させていただいております。今現在では、鹿柵の修理や農業用水路の修理、土砂上げ作業での日当、使用料等を活動組織の活動費として活用させていただいております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 午前中の宮沢議員の質問と重複する点がございまして、今回の大雨による冠水した古町赤沢川コマガタ橋付近、長久保円通寺・ヨウスイ橋付近、四泊町営住宅付近等は、長年、災害のたびに冠水が起りやすい箇所として指摘されています。これらの箇所は、大雨の水が集中しやすい構造の問題の解決、十分な排水路を確保するためには、広範囲の水路改修の工事が必要となると思われま。

今回の災害箇所のみを部分的に修復しても、水路の地形的、構造的な大水に対する脆弱性を解決しなければ、再び同様な原因による災害が起こる可能性があると考えられます。

こうした災害危険箇所のある用排水路の治水工事は、時間と費用がかかるため、周辺住民との合意形成を行い、町が中期・短期計画を策定し、年次ごとに工事を行っていくべきだと考えますが、町長のお考えを質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ただいま御質問いただきました古町のコマガタ橋、長久保円通寺のヨウスイ橋付近の上平沢、四泊町営住宅北の四泊川などが越水をしまして、そのたびに被災されました皆様方に対しましては、大変御迷惑をおかけいたしましたこととおわびを申し上げます。

平成18年度の災害を受けまして、四泊川の上流に砂防堰堤の計画を地元地権者への用地買収と今後の計画説明を9月3日開催をし、承諾を得て、県事業として進めていたところでございます。

町として住民の皆さんが安心して暮らせる町でなければならないと考えておるところでございます。

そのほかの詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 佐藤議員のおっしゃっているように、災害の起りやすい箇所の分析・検討を行いながら、早急に工事を進めていかなければならないと考えております。

長久保上平沢におきましても、砂防堰堤事業の用地買収と今後の計画説明会を先日の11月28日に開催させていただいたところであります。

災害のあった場所やその付近の皆様が安心して暮らせるように、さまざまな角度から知恵を出し合いながら少しでも前進するよう日々努めているところでございます。

今後、町としては財政状況を見ながら長期計画を立て、国などの交付金を充てた事業を模索しな

から検討していきたいと考えております。

また、コマガタ橋流域は砂防指定地であることや、四泊川の一部は国道との兼用側溝を兼ねていることなどから、県に対しまして県事業の着手について引き続き強く要望していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 再質問ですが、11月22日、県の台風復旧補正予算案719億円の決定に際して、阿部知事は記者会見で「河川の復旧なども単なる原形復旧では不十分で、地域の要望をよく聞きながら方向づけをしていかなければならない」と述べ、被害を受けた市町村などと協議しながら復旧の方法を検討していく考えを示しました。

長和町でも、災害のたびにその箇所の復旧のみの対処療法ではなく、地域全域を考えた治水工事の計画の立案と住民との話し合いを行い、長期計画として進めていただく方針と答弁いただきました。

答弁をいただきましたように、工事には財政面の課題があることは理解できますので、まずは、町内全域の水路等の危険箇所について個別管理計画を立案、お示しいただくことが住民の安心を得る第一歩だと考えます。具体的に個別計画はいつまでに立案される予定でしょうか。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 個別管理計画の立案の予定でございますが、本年度より個別施設計画策定委託料としまして200万円を予算計上してありましたが、10月中旬から長野県土地改良事業団体連合会に委託し、町内各所の農業用用水路の調査点検を行うところでありましたが、今回の台風19号の災害対応により今はできない状態であります。

災害の復旧めどが立ち、調査を進めることができ次第、事業を進めたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） そうしますと、農業用用水路の調査点検のみでなく、それに基づいて個別管理計画を立案し、管理工事等を実施していくと考えてよろしいでしょうか。また、町内全域の個別管理計画を情報公開いただくことは可能でしょうか。個別管理計画は、近隣住民にのみではなく、下流で水を利用する住民や大規模農家等流域一帯の住民にとっても重要な情報です。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 個別管理計画は、議員のおっしゃるとおりに調査点検を行ってから計画を立て修理や改良工事等を行うもので、ことしと来年の2カ年で作成させる事業でございます。計画ができれば、ごらんいただくことについては特段問題はないかと考えております。

また、各自治体からの地区要望箇所は重要と踏まえた中で、優先順位を決め、工事を進めていきたいと思っております。毎年4月に行っております自治会長・区長合同会議には、今年度の工事箇所の御説明をさせていただいております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 個別管理計画の情報公開を、ぜひ、よろしく願いいたします。

災害危険地域の砂防堰堤工事の早期着工など、県建設事務所などに強く働きかけていただくことはもちろんですが、砂防堰堤で土砂は防げると思いますが、大雨の際の水量は変わらず下流に流れていきます。一日でも早く下流の用水排水路の危険箇所の抜本的な改修を迅速に進めていただきたいと思います。

大雨の都度、冠水の危険にさらされている地域をなくすように強く要望いたします。

次の質問に移らせていただきます。

第2の質問なのですが、令和2年度当初予算編成方針及び予算編成段階での住民参加の機会について質問をさせていただきます。

来年度の予算編成は、町長の公約にもある「人が元気、町も元気」になる町民に夢や希望と活力を与える施策や事業を展開されることを町民は期待しています。

第1の質問として、令和2年度の予算編成の重点目標や骨格骨子などはどのようなものか質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 令和2年度の予算編成についての御質問にお答えをさせていただきます。

今年度の予算編成に向けた幹部会は、来週の12日に開催をする予定でございますが、先月には、全職員に向けて令和2年度予算原案の作成方針を発信をしたところでございます。

令和2年度につきましては、まず第一に、台風19号により長和町も甚大な被害をこうむったことから、一日も早い災害復旧に全力を傾けて、町の皆様が安全で安心して暮らせるように職員が丸となって取り組み、速やかに復旧事業に取り組んでいくことが重要であると考えております。

また、重点目標、骨格骨子としましては、まちづくりのための基本目標である、「地域産業の振興で働いてみたくなるまちづくり」、「観光・交流文化の構築でひとの流れを呼び込むまち」、「結婚・妊娠・出産・育児・子育てを切れ目なく支援する環境を整え、子育てしたくなるまち」、「安全・安心な環境の確保で、暮らし続けたくなるまち」の四つを掲げ、それらを推進していくために必要な施策及び長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込まれた事業を中心に実施をしていくことというものでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 少子高齢化、人口減少、行財政改革の要請など町を取り巻く厳しい環境下で、職員に示された令和2年度当初予算編成方針の内容については、具体的にどのような内容か質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 予算編成におきましては、国の地方財政対策の動向を踏まえまして、適切に対応をしていかなければなりません。歳入では、基幹財源となっている町税において、人口減少による住民税の減収が見込まれるほか、地方交付税につきましても算定基準の動向に注意を払っ

ていく必要がございます。

また、歳出では、会計年度任用職員制度の導入等により、人件費や社会保障関連で扶助費が増加するとともに、町債の償還に伴う公債費は、今後緩やかに減額となっていく予想でおりますが、ここ数年は、現状の水準で推移するなど、義務的経費の増加が見込まれております。

それで、財政調整基金につきましても、取り崩しによる基金繰り入れを行っている状況でございますので、事業実施に当たっては、補助金などの特定財源の確保により一層力を入れていかなければならないというふうに考えております。

また、増え続ける多くの課題に確実に対応するためにも、公益性、それから、必要性や緊急性などの高い事業を優先するとともに、現行事業の効果などを再確認し、長期的な視野に立って事業の再構築も必要であるというふうに考えております。

令和2年度の基本施策としては、「活力に満ちた産業のまちづくり」、「つながり広がるまちづくり」「健康で笑顔あふれる安心なまちづくり」、「豊かな心と文化を育むまちづくり」、「自然と調和した快適で安全なまちづくり」、「ささえあいのまちづくり」を実現するための事務事業の実施、Nagawa Next Vision 4に掲げた公約、まち・ひと・しごと創生事業、物品調達の一元化、特定財源の確保などを重点項目として予算編成を進めてまいるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 町長の8つの公約の中の一つである「明日につながる健全な財政運営」をどう令和2年度予算に具現化させていくのか。

本定例会でも財政調整基金繰入金として新たに3,609万7,000円補正額として上程されており、合計で4億6,508万5,000円の財政調整基金の取り崩しが計画されています。持続可能な財政を考え、これまでの基金の取り崩しを毎年連続して行ってきた財政運営からどう脱却するのか。将来を担う世代の負担を見据え、町債残高等をどのように縮小させていくのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 現在の長和町の事務事業は、町村合併前の旧長門町及び旧和田村時代のものを引き継ぎまして、合併に伴い新たなまちづくりを進めてきたものであり、長い歴史の積み重ねがございます。

健全な財政運営につきましては、先ほどの御質問においても若干触れさせていただきましたが、一朝一夕でできるようなものではないと考えております。

まずは、職員が現在の財政状況及び将来的な財政維持をよく理解するとともに、危機感を持って今後の予算編成や事業の執行に当たっていただかなければならないと思っております。

基本的には、法律で定められた事業を除きましては、前例踏襲ではなく、事務事業の見直しを行い、容易なことではありませんが、スクラップ・アンド・ビルドやサンセット化の徹底を図り、新

規の町単独事業の場合は、時限、予算上限を設けるなど工夫をし、手法の合理化、運用の改善等により、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう努めるとともに、さらなる特定財源の確保を進めることにより、極力基金を取り崩しを少なくしていきたいというふうに考えております。

また、町債の償還に充てる公債費につきましては、今年度が約7億6,200万円でピークとなります。令和3年度までは約7億2,000万ほどの償還額となっておりますが、令和4年度では6億6,000万円ほど、また、令和5年度では5億9,000万円ほど、令和6年度では5億3,000万円ほどと緩やかに減少をしております。

今後借り入れる起債事業の償還を加えても、大きく償還額は伸びていかないものではないかと予想をしておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 基金の取り崩しに関しましては、やはり、何とか歯どめをかけていただくような御努力をお願いしたいと思います。次回の定例会には、ただいま答弁いただきました事務事業の見直し等による手法の合理化、運用の改善等により編成された予算案の内容を具体的に説明いただけるものと思います。

次の質問ですが、令和2年度当初予算編成の流れ及び各過程におけるおおよその時期を説明してください。

予算編成の可視化は、いつまでに自治会が住民の意見を集約して要望書を提出すればよいか、明確になるなど開かれた行政の第一歩だと考えます。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 令和2年度の予算編成のおおよその時期につきましては、先ほど申し上げましたけれども、11月の下旬に予算原案の作成方針を示し、12月12日に役場の係長以上の幹部会を開催し、予算編成方針により予算案作成の説明を行います。その後、各担当者が予算要求書の入力を翌年1月8日までにいき、財政係が1月9日から20日の間に各担当係から内容のヒアリングを行います。

ヒアリング結果によりまして、調整した予算案は1月下旬に理事者査定を行い、最終的に取りまとめたものを2月の中旬に製本し、予算案として3月議会定例会に上程されることとなります。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 来年度予算編成に当たり、自治会長からの要望等は12月上旬でしたら各担当者が考慮することが可能であるということを確認させていただきました。

次に、町の大きな課題についての予算編成に対する住民の参加機会について質問いたします。

長和町住民自治基本条例、平成28年12月策定では、住民参加の推進として第10条、「住民及び町は、地域社会における課題及び行政課題を相互に共有し、その解決に向けて共同して取り組むことができるよう住民参加を推進するものとします」。

2項、「住民は、町における課題の把握並びに計画等の策定、事業の実施及び評価の段階におい

て参加することができます。この場合において、町は、多様な住民参加の機会を設けるように努めるものとします」とされていますが、長和町には、町民に予算編成の段階からまちづくりに参画していただくための機会提供や各課の予算要求を企画財政課長が査定を行った後の当初予算案を公表し、町民からの意見を募集するなど予算編成段階での住民参加の機会がないのはなぜか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 当町の予算編成でございますが、各担当係が入力をした予算案を入力締め切りの翌日からヒアリングを行うなど、例年非常にタイトなスケジュールで行っております。予算要求の時期が年末になっているのは、より詳細な事業費や収入の把握に役立つことを考慮しているところでございます。

予算要求段階での公表や意見の募集については、近隣の市町村では実施をしておらず、比較的近いところでは、松本市が新規事業、大きな制度改正等あった事業や市民生活に密着した事業の中から30事業を選定し、市民の御意見を伺っているとのことでもございました。

この場合の予算編成時期は、予算編成の説明を10月下旬に行い、11月上旬までに各担当者が予算案を入力し、11月中旬からヒアリング、2月中旬に予算書案の製本となります。この間の11月下旬から12月下旬にかけて意見を募集しているというような状況でもございました。

長和町が同じことをする場合は、通常よりも2カ月は早く事務を進める必要が生じてまいります。これは、財政担当ばかりではなく、役場の全ての係りの業務の遂行においても大きな影響が出てくると思われます。

以上のことから、すぐに予算案の公表と事業に対する意見募集に対応することは、非常に難しいものであるというふうに考えております。

町では、現在、自治会や地区からの要望等につきましては、随時お話を伺い、内容によってそれぞれの関係部署で計画的に対応させていただいております。一つの住民参加の手段として、今後、研究をしてみたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 最後に、住民からの要望について町の財政が厳しいことや予算編成方針が厳しいことのみを理由として、住民サービスの低下が起こらないように、予算化が難しい場合、各助成金の提案、代替案も含めて住民からの要望に対して検討いただくことは可能か、質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） 各自治会などによる地域活動に対する助成金等では、町の町民手づくり事業、長野県の元気づくり支援金、自治総合センターのコミュニティ助成事業などがございます。

町におきましても、これらの制度を活用して事業を実施している例がありますので、実施主体や

事業内容等をお聞きして、制度の検討をすることは可能でございます。ただし、各制度によって対象者、事業内容、補助率、予算額、申請時期などが異なってまいりますので、まずは要件に合った事業であることが前提条件となってまいります。

また、申請ができて要望が多かった場合などは、予算枠の関係で不採択になることがありますので、事業実施に当たっては注意が必要になってまいるかと思っております。

いずれにいたしましても、計画する事業の関連部署または企画財政課へ御相談いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 予算編成段階への住民の参画の機会は、予算編成日程が大変タイトであること等の理由により難しい面が多いとの説明を受けました。

予算編成前の地区懇談会など開催して、住民と意見交換する施策も有効だと思います。今年度は、いまだ開催されていない地区懇談会ですが、予算編成を考えれば、秋までには各地区で開催されることが望ましいと思います。

住民からの要望は、住民自治の観点から自治会長を通して要望する事案が多くなってきました。年度期間中の要望のため、今年度は予算がなく、次年度検討するとの回答の要望も多々あると思いますので、予算編成に当たり、再度、住民からの要望等を確認いただき、各担当部署で予算編成を行っていただくことを要望いたします。

繰り返しになりますが、住民からの要望について町の財政が厳しいことや予算編成方針が厳しいことのみを理由として住民サービスの低下が起こらないように令和2年度の予算編成を要望いたします。

では、3項目めの質問に入らせていただきます。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布、施行に伴う長和町の女性ゼロ議会についての質問でございます。

令和元年10月1日現在、長和町の人口、総人口6,017人、男性2,989人、女性3,028人、長和町はおおむね男女半々の方が住んでいますが、議員は全員男性。2019年統一地方選挙後の長野県の女性ゼロ議会は77町村中17%、13町村であり、長和町は、この13町村に入っています。

平成30年5月に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が公布、施行されました。この法律は、議会に女性が参画することで女性の視点や母親としての声を反映させることができたり、女性にとっては女性議員に対してのほうが話しやすかったりすることと、男女がともに暮らしやすい社会を目指すことを目的としています。

そこで質問です。

この法律は努力義務とはいえ、地方公共団体に対して必要な施策を策定し、実施するように努めると定めています。長和町の施策はどのようなものがあり、実施されているのでしょうか、質問い

たします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に係る町の施策などについての御質問でございます。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律につきましては、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進をし、男女が共同して参画する民主政治の発展を目的とし、平成30年5月23日に公布、施行されました。

この法律につきましては、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指して行われること。男女が、その個性と能力を十分に発揮できること。それから、家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを基本原則としております。

また、国・地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、実施するよう努めることを責務としております。

2019年の統一地方選挙前のデータでございますが、長野県の人権男女共同参画課がまとめました、平成30年4月1日現在の市町村における男女共同参画の推進状況によりますと、市町村議会における女性議員の割合は、ただいまお話がありましたように、長和町は議会議員10人中、0人ということになっております。県下77市町村中、女性の議会議員がいない町村は15町村あり、町においては長和町のみとなっております。

また、その他の状況としまして、市町村審議会等委員、それから、市町村職員、それから、市町村農業委員、市町村消防団員にかかわる女性の割合も示されております。

市町村審議会委員につきましては、12.5%で71番目、市町村の職員、これは管理職の関係でございますが11.1%で27番目、それから、市町村農業委員につきましては、21.4%で13番目、それから、市町村消防団員につきましては、これは、平成29年の4月1日現在の状況でございますが、7.2%で11番目というふうになっております。

また、この進捗状況には掲載されておりませんが、町の教育委員につきましては、40.0%となっております。

町の男女共同参画につきましては、教育長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 議員の御質問は、政治分野における男女共同参画の推進に関する御質問ですが、最初に、町の男女共同参画について説明いたします。

まず、国で定めております男女共同参画社会基本法では、基本理念として、「男女の人権の尊重」、「社会における制度または慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、そして、「国際的協調」を掲げており、これをもとに長和町はもとより、各地方公共団体で人権男女共同参画計画を策定しているところでございます。

地方公共団体としても積極的に取り組んでいく責務があり、地域の特性にあわせた普及、啓発活

動が求められているところがございますが、現状では、県や国からの普及啓発依頼に合わせて実施をしているという状況でございます。

町の男女共同参画計画につきましては、平成18年度に策定をしております。この計画の中には、政治分野における男女共同参画に関する施策については、特に触れられておりません。

策定から12年余りを経過している中で、町の男女共同参画を取り巻く環境も変化してきているものと思われますので、今後、男女共同参画の見直しなどを行う場合には、政治分野に関しての施策を盛り込んでいくことができるかどうか、国や県の男女共同参画計画を参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 策定から12年経過している男女共同参画計画は、いつ見直す予定でしょうか。長野県下で女性議員がない町は長和町のみとなっている時点で、国や県からの普及啓発依頼にできていないことは明白ではないでしょうか。

また、政治分野に関しての施策として、長和町の特性に合わせた啓蒙活動はどのようなことが具体的に考えられますか。御質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） 町の男女共同参画計画の見直し時期と政治分野に関する施策の啓蒙活動に関する御質問でございます。

町の男女共同参画計画の見直しにつきましては、令和2年度または令和3年度に行いたいと考えております。

長野県の現在の男女共同参画計画の計画期間が、平成28年度から平成32年度、令和2年度となっております。町としても県の計画を参考にしながら見直しを行っていきたいと考えておりますので、県の令和3年度以降の男女共同参画計画の内容が示された後に、町の計画の見直しを始めていきたいと考えています。

そのため、令和2年度または令和3年度に現在の男女共同参画計画の見直しを行いたいと考えております。計画の見直しを行う中で、誰もが町政に参画できるまちづくりに向けて取り組んでいきたいと考えています。

また、地域の特性に合わせた啓発活動につきましては、現在、具体的な活動内容はありません。今後、計画策定の見直しを行う際にどのような啓発活動を行っていくか、あわせて検討していきたいと考えています。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 今回の質問は、女性議員をふやすのは、男女、年齢を問わず能力のある人々が政治を担えるようにすることによって、この町をよくしていくため、町、議会、町民への問題提起でもあります。

伝え聞くところによりますと、家族の理解が得れないので選挙に立候補できないなどの声を聞いたことがございますが、同法では、「家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となること」とあり、今後の具体的事例、例えば託児など、必要に応じて町として施策策定、実施は可能かどうか、御質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に係る町の施策などについての御質問でございます。

議員の御質問にもあるとおり、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律におきましては、基本原則を規定しております第2条の第3項において「政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない」ということで規定されております。

政治分野における男女の共同参画の推進を進めていくためには、推進法に規定されておりますように、男女の協力と社会の支援が必要となります。

男女の協力及び社会の支援についての具体的施策は現在行っておりませんが、町としましては、女性の方に委員会の委員をお願いし、会議に出席する際に、今の議員の御質問の中にもありましたが託児の希望等を確認させていただいて、会議に出席しやすい環境づくりに努めたという経過もあります。

選挙での立候補などの関係につきましては、行政のほうで対応することは困難であると思いますが、行政への関心を高めていただくことにより、議会への関心も高まっていくのではないかと考えます。

町で組織します委員会などに女性の方が多く参画できるよう、先ほども述べさせていただきましたが、託児の実施や会議の開催時間への配慮などの環境づくりに努めていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 議論というプロセスの中で、さまざまな年代、男女の方の意見を集約する合議による行政への参画も大切だと考えます。さまざまな年代、男女の方が議会参加が可能となるような物理的、精神的な障壁を取り除く啓蒙活動は大切だと考えます。町の委員会など女性の方が多く参画できるよう、託児の実施や会議の開催時間への配慮などの環境づくりに努めていただいているとのことですので、今後、さらに答弁いただきました参画しやすい環境づくりを推進いただくことを要望いたします。

以上で、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（森田公明君） 以上で、1番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 以上で、一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日予定した会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会いたします。

御苦労さまでした。

---

散 会 午後 1時52分



第 3 号

( 1 2 月 1 3 日 )

## 議 事 日 程

令和元年12月13日  
午前 9時30分 開議  
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 長和町議会常任委員会の正副委員長の互選結果報告
- 日程第 2 長和町議会運営委員会の正副委員長の互選結果報告
- 日程第 3 報告第27号 株式会社長和町振興公社第21期決算について  
(町長提出)
- 日程第 4 報告第28号 株式会社長和町振興公社第22期事業計画について  
(町長提出)
- 日程第 5 議案第78号 長和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 6 議案第79号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 7 議案第80号 長和町税条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 8 議案第81号 長和町特産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 9 議案第82号 長和町指定居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第10 議案第83号 令和元年度長和町一般会計補正予算(第4号)について  
(町長提出)
- 日程第11 議案第84号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について  
(町長提出)
- 日程第12 議案第85号 令和元年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について  
(町長提出)

- 日程第 1 3 議案第 8 6 号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について  
(町長提出)
- 日程第 1 4 議案第 8 7 号 令和元年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第 2 号）について  
(町長提出)
- 日程第 1 5 議案第 8 8 号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について  
(町長提出)
- 日程第 1 6 議案第 8 9 号 令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第 2 号）について  
(町長提出)

追 加 議 事 日 程 (第 3 号の追加 1)

令和元年 1 2 月 1 3 日  
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 承認第 9 号 専決処分した損害賠償の額を定めることについての承認について  
(町長提出)
- 日程第 2 議案第 9 1 号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 9 2 号 令和元年度長和町一般会計補正予算 (第 5 号) について  
(町長提出)
- 日程第 4 議案第 9 3 号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について  
(町長提出)
- 日程第 5 議案第 9 4 号 令和元年度長和町観光施設特別会計補正予算 (第 3 号) について  
(町長提出)
- 日程第 6 議案第 9 5 号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算 (第 4 号) について  
(町長提出)
- 日程第 7 議案第 9 6 号 長和町特定環境保全公共下水道長門水処理センターの建設工事委託に関する協定の変更について  
(町長提出)
- 日程第 8 議案第 9 7 号 平成 3 1 年度 (平成 3 0 年度繰越) 長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業建築主体工事請負契約の変更について  
(町長提出)
- 日程第 9 議案第 9 8 号 平成 3 1 年度 (平成 3 0 年度繰越) 長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業機械設備工事請負契約の変更について  
(町長提出)

令和元年長和町議会12月定例会（第3号）

令和元年12月13日 午前 9時30分開議

出席議員（10名）

1番	佐藤恵一	議員	2番	渡辺久人	議員
3番	田福光規	議員	4番	伊藤栄雄	議員
5番	羽田公夫	議員	6番	田村孝浩	議員
7番	柳澤貞司	議員	8番	小川純夫	議員
9番	宮沢清治	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	辰野登志男	君	総務課長	金山睦夫	君
企画財政課長	藤田仁史	君	建設水道課長	龍野正広	君
建設水道課専門幹	上野公一	君	こども・健康推進課長	長井剛	君
町民福祉課長	藤田孝	君	情報広報課長兼会計管理者	城内秀樹	君
産業振興課長	藤田健司	君	教育課長	宮阪和幸	君
教育課専門幹	大竹幸恵	君	総務課長補佐	小林義明	君

議会事務局出席者

事務局長	中原良雄	君	議会事務局書記	牛山美智子	君
------	------	---	---------	-------	---

◎開議の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

ただいまから、長和町議会第4回定例会を再開し、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 長和町議会常任委員会の正副委員長の互選結果報告

◎日程第2 長和町議会運営委員会の正副委員長の互選結果報告

○議長（森田公明君） 日程第1 長和町議会常任委員会の正副委員長の互選結果報告及び日程第2 長和町議会運営委員会の正副委員長の互選結果報告について、互選されましたので、結果を事務局より読み上げます。

中原事務局長。

○事務局長（中原良雄君） それでは、2ページをごらんください。長和町議会常任委員会の正副委員長の互選結果について読み上げます。最初に、総務経済常任委員会でございます。委員長、渡辺久人議員、副委員長、柳澤貞司議員。次に、社会文教常任委員会でございます。委員長、羽田公夫議員、副委員長、田福光規議員。

続きまして、3ページをごらんください。長和町議会運営委員会の正副委員長の互選結果について読み上げさせていただきます。委員長、小川純夫議員、副委員長、宮沢清治議員。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 以上、常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選結果の報告を終わります。

---

◎日程第3 報告第27号 株式会社長和町振興公社第21期決算について

（町長提出）

◎日程第4 報告第28号 株式会社長和町振興公社第22期事業計画について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第3 報告第27号 株式会社長和町振興公社第21期決算について及び日程第4 報告第28号 株式会社長和町振興公社第22期事業計画について報告を求めます。

藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） おはようございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、報告第27号 株式会社長和町振興公社第21期決算につきまして、地方自治法関係の規定によりまして御報告申し上げます。

4の1ページからお願い申し上げます。

一昨日でございますが、12月11日の町、議会、振興公社の懇談会におきまして詳しく説明をいたしておりますので、要点のみの説明ということでお願いいたします。

平成30年10月1日から令和元年9月30日までの第21期につきましては、当期当初から経営理念を制定いたしまして、それに沿った形でお客様の期待に応えられる決意を新たに取り組みをしまいたところでございます。加えまして、町からの指定管理料の受け入れ、運転資金の貸し付けを受けながら運営してきたというところでございます。

その結果でございますが、第21期の決算におきましては、公社全体で2,500万円余りの赤字決算となりました。第18期から続いております黒字決算を途切れさせない意気込みで各事業を推進してきたわけでございますが、基幹産業でございますスキー場部門が自然降雪に恵まれず、入場者が前年対比で85%、売り上げが前年対比で86%、2,900万円の赤字決算となりました。指定管理料を算入した上での決算でございますが、資金繰りの状況、ここ数年のスキー場整備に対する今後の償還、負担も考えますと、依然として大変厳しい運営状況であると思っております。

部門別の決算状況、貸借対照表、損益計算書につきましては、それぞれ御確認をお願いしたいと思います。

続きまして、報告第28号 株式会社長和町振興公社第22期の事業計画につきまして御報告をさせていただきます。

5の1ページからお願いしたいと思います。

ただいま報告いたしました第21期の決算を受けまして、第22期事業計画につきましては、極めて公共性の高い事業を実施するというところで、前期に制定いたしました基本理念のもと、会社一丸となって取り組んでいくとしてございます。

部門別の取り組みにつきましては、それぞれ御確認をお願いいたします。

収支計画につきましては、5の3ページの収支予算書を御確認いただきたいと思います。左から各部門別の計画となっておりますので、右から4列目、第22期計画につきましては、表の下段のほうをごらんいただきまして、経常利益で650万円ほどの黒字の計画となっております。

今期でございますが、スキー場は35周年を迎えるということでございまして、当初計画どおりに7日に、一部のコースであります、オープンすることができました。今シーズンの十分な降雪と多くのお客様の来場に期待するところでございます。

また、その他の各部門につきましても、それぞれの目標の実現に向けまして、お客様満足度の向上に誠心誠意努力してまいりたい決意でございますので、多くのお客様の来場を願っているところでございます。

報告につきましての説明は以上でございます。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

◎日程第5 議案第78号 長和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第6 議案第79号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第7 議案第80号 長和町税条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第8 議案第81号 長和町特産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第5 議案第78号から日程第8 議案第81号を一括して議題とし、審議に付します。

本件に対する委員長報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（渡辺久人君） 総務経済常任委員会は、令和元年12月5日、全委員出席のもと、今定例会に提案され委員会付託となりました案件について審査を行いました。議長の指示に従い、順次結果を報告いたします。

最初に、議案第78号 長和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を報告いたします。

担当課説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第78号は可決すべきものと決定しました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、代表監査委員と議会選出の監査委員の報酬額が違う理由は何か。同じことをしているのであれば、同額でよいのではないかに対し、監査委員の代表として務めていただくため、報酬額に差異があると考えますとの回答。

委員より、認知症初期集中支援チームの医師について1回の報酬額とあるが、例えば、1日に3回行けばどうなるのかに対し、3回訪問したとすれば、3回分の報酬をお支払いすることになります。ただし、医師という職務上、一日に複数回訪問していただくことは想定していませんとの回答。

議案第78号については、報告は以上です。

次に、議案第79号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての審査結果を報告いたします。

担当課説明の後、特段質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第79号は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第80号 長和町税条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を報告いたします。

担当課説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第80号は可決すべきものと決定しました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、今まで減免はなかったということかに対し、人的被害を受けた場合の減免はなかったため、今回の災害を機に規定することとしたものですとの回答。

委員より、町長が認めた額という文言は新たにつけ加えたものかに対し、町長が定める額を減免するようになりますとの回答。各被害における減免の基準は定めているのかに対し、規則で定めていますとの回答。

委員より、職員は3年、4年で異動してしまうが、減免する期間等の引き継ぎや文書の保存期限は大丈夫かに対し、減免に対しては当該年度を指定していますので、原則当該年度の未到来分を減免することになりますとの回答。

議案第80号についての報告は以上です。

次に、議案第81号 長和町特産物直売所条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、特段質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（森田公明君） 以上で、委員長報告を終わります。

最初に、日程第5 議案第78号 長和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第78号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第79号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第79号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。もう一度お願いします。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第80号 長和町税条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第80号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第81号 長和町特産物直売所条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより、議案第81号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第82号 長和町指定居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止する条例の制定について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第9 議案第82号 長和町指定居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

羽田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長(羽田公夫君) 社会文教常任委員会では、去る12月10日に委員会を開催し、今定例会に提案され委員会付託となりました案件について審査を行いました。議長の指示に従い、順次結果を報告いたします。

議案第82号 長和町指定居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止する条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

担当係からの説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答は次のとおりです。

居宅介護支援事業所は幾つあるのかの問いに、この地域には依田窪病院と依田窪福祉会に事業所があります。その他、合計37事業所より居宅介護支援事業所の届け出がありますとの答弁でした。

議案第82号についての報告は以上です。

○議長(森田公明君) 以上で、委員長報告を終わります。

日程第9 議案第82号 長和町指定居宅介護支援事業の料金に関する条例を廃止する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第82号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。もう一度お願いします。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第83号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第4号）について  
（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第10 議案第83号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

まず、総務経済常任委員会に付託された産業振興課、建設水道課、総務課、議会事務局、情報広報課、企画財政課の所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（渡辺久人君） 議案第83号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第4号）についてのうち、議会事務局、総務課、情報広報課、企画財政課、産業振興課、建設水道課の所管する補正予算について質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第83号は可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

総務課税務係。委員より、委託費に計上していた経費を賃金に振りかえるとのことだが、金額に差があるのはなぜかに対し、委託の場合は手数料がかかるため、その差額ですとの回答。

委員より、会計年度任用職員との関係があるのかに対し、ありませんとの回答。昨年度の確定申告にかかわる経費のことかに対し、前年度の確定申告にかかわる経費ですとの回答。

委員より、委託費と賃金についてもっと細かく説明するように対し、当初確定申告においては、税務係5名とデータ入力等をシルバー人材センターへの委託による2名で対応する予定でしたが、税務係が4名に減員となったことと、シルバー人材センターでは1名しか確保できないとのことから、不足の2名分について臨時職員を雇用するものです。経費は3万8,000円程度減額となりますとの回答。

総務課税務係危機管理担当。委員より、土のうが足らずブルーシートを使っていたようだが、ブルーシートと土のうを組み合わせる工法の一つですとの回答。

委員より、土のうは足りていたのかに対し、住家等については対応できていたと考えていますとの回答。

委員より、昨日の訓練の放送が流れていたが、訓練は成功だったのか。告知端末で聞いていたが、

雑音が聞こえるに対し、Jアラートの訓練で年4回、国が実施しています。町内においては正常に放送されたと認識しています。庁舎においては雑音を確認していません。要望として、雑音がひどく聞き取りにくいので対応してほしい。

次に、産業振興課農政係。委員より、環境保全型農業直払制度について詳細に説明をお願いしたい。化学肥料などを使わない有機農業を行っている者に交付される補助金で、ソバが対象作物となっています。2団体に交付していますとの回答。

次に、産業振興課林務係。委員より、林業振興の一般経費のライフライン関連の補助事業について私有林が含まれているか。また、どういう基準で選定したのか。施業を行うことについて町民（所有者）に説明したのかに対し、個人所有の私有林も対象となっております。また、今回の災害状況等を踏まえ、地区要望などが提出された箇所を中心に現地調査を行い、危険であり早急な対応が必要とされる箇所を選定しました。要望があった自治会、所有者へは説明をし、了承を得ておりますとの回答。

委員より、林道施設災害復旧費にある単独事業災害復旧工事について、大規模災害の対象とならない路線に充てるものか。国庫補助等で対応するのかに対し、大規模災害の対象とならないもので、現状確認できている工事費について計上し、対応していただきたいと考えております。現状一般単独災害復旧事業債にて対応したいと考えておりますとの回答。

次に、産業振興課商工観光係。委員より、高山温泉の利用料について現在の収入等はどれくらいか。今年度、営業での利用は5件で、現在約6万円の収入があります。年間で約12万円の見込みとの回答。要望。鷹山温泉施設の利用で収入がふえるよう、利活用について検討していただきたい。

次に、企画財政課管財係。委員より、旭ヶ丘公営住宅は築年数40年近くたっており、老朽化も進んでいると思われますが、以前から隣部屋での間で騒音問題があると聞いたが、対応はとっているのかに対し、騒音問題については建物の構造上難しいですが、現状確認を行いたいと思います。また、老朽化による建物修繕については随時対応をとっているところでありますとの回答。

次に、建設水道課建設耕地係。町単耕地応急工事の事業は災害とは関連があるものかに対し、災害関連ではなく、災害発生以前に要望をいただいている箇所であるとの回答。

委員より、災害で被災した箇所を復旧させることが優先ではないか。災害復旧事業として実施することはできないのかに対し、被災箇所の復旧を優先して進めていきたいと考えている。今回補正予算を計上した箇所は、以前から要望されている箇所であり、工事期間も長期間かかりそうなものではなく、耕作者も苦勞している箇所であることから、早めに対応させていただきたいと考えている。活用できるものは活用していきたいが、今回の箇所は単独費用としてお願いしたいとの回答。

委員より、今回の災害に関連させて、水路改修工事等を申請することはできないのかに対し、災害復旧事業の申請には、申請するための条件を満たしていなければならないため、県とも協議しながら申請の可否を判断している。航空写真については、衛星から撮影する方法で、この写真を査定時に使用すると聞いているとの回答。社会資本整備総合交付金事業の委託料についての詳細な説明

をお願いしたい。下和田地区の急傾斜地域の工事については、以前の経過を考慮し進めたらどうかに対し、町道下和田線についてはおおむね60メートルで予定しており、面積については50平米程度、若宮線は100平米程度の見込みである。単価については、これから協議を進めていきたい。当時のそのような経過は確認している。未登記で舗装がかかっているような土地については、町への寄附ということで話をしたいと考えているとの回答。

委員より、社会資本整備総合交付金事業は追加の工事ということか。工事費の220万円のものは単独費用になるのか。今回はどういった理由で計画変更が必要になったかに対し、古町長久保線の諸経費が見込みよりも多かったため、長久保四泊線の見込み予算額をそちらへ回したことから、本来かかるべき長久保四泊線の工事費の不足額を補うためのものです。一部補助金がつく。補助率は63.25%との回答。

なお、議会事務局議会係、総務課支所係、産業振興課特産品開発係、企画財政課まちづくり政策係、企画財政課財政係にかかわる事項への質問はありませんでした。

議案第83号についての報告は以上です。

○議長（森田公明君） 次に、社会文教常任委員会に付託されたこども・健康推進課、町民福祉課、教育課の所管する補正予算について、委員長報告を求めます。

羽田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（羽田公夫君） 議案第83号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第4号）についてのうち、こども・健康推進課、町民福祉課、教育課が所管する民生費、衛生費、教育費及び関係歳入について審査を行った結果を御報告いたします。

担当係の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答は次のとおりです。

生活環境係。ごみの中間業者は競争入札で決定しているのかの問いに、毎年競争入札を行い、単年度の契約をしていますとの答弁でした。

EV充電器の利用は具体的にどの程度増加しているのかの問いに、一昨年度と昨年度の比較では、およそ1.5倍増です。マルメロの駅では2,000台から3,100台に、和田宿ステーションでも61%増です。長門牧場では始めたばかりで横ばいでした。

なお、健康推進課及び教育課にかかわる質疑はありませんでした。

議案第83号についての報告は以上です。

○議長（森田公明君） 以上で、委員長報告を終わります。

日程第10 議案第83号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第4号）についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） 私も総務経済委員会で、このアラートの問題を質問しました。庁舎内は別に問題がなかったというふうに、ここに委員長報告のとおり、読み上げたとおりにここに載っていますが、庁舎内は良かったか知らないが、我々の町民のところでは非常に聞き取りにくかったというふうに私は判断しています。台風19号の非常に大事な放送も、途切れ途切れの放送であったのは事実ですから、したがって、この非常に重要な防災無線には大きなお金が投じてあるんですから、もう少し検証して、不具合があったら直すべきですが、どうですか、町長。ここで町長の見解を聞きたいんですが。

○議長（森田公明君） 委員長に対する質問。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（渡辺久人君） 今、柳澤議員さんからそういった質問があったわけですが、要望の中で確認していただくという形をとっていきたいと思います。それから、もう少し踏み入った中で担当職員にお願いしていきたくて、そんなふうに考えています。

○議長（森田公明君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第83号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第84号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について

（町長提出）

◎日程第12 報告第85号 令和元年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

（町長提出）

◎日程第13 報告第86号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第11 議案第84号から日程第13 議案第86号までを一

括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

羽田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（羽田公夫君） 議案第84号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について、担当係の説明の後、質疑を行いました。討論なく、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は次のとおりであります。

保険係です。歳出の委託料中、システム改修委託料は、国の補助率は10分の10だと思いが、歳入のオンライン資格確認184万8,000円と相違しているのはなぜかの問いに、システム委託料について、被保険者資格管理のさらなる効率化・適正化にかかわるシステム改修費用と合算で計上しているためですとの答弁でした。

議案第85号 令和元年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、担当係の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

議案第86号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、担当係の説明の後、質疑を行いました。討論なく、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は次のとおりであります。

保険係。居宅介護サービス給付費と施設介護サービス給付費の補正の実績と今後の見込みということですが、見込みの基準点はありますかの問いに、30年度実績と介護予防や健康づくり事業の重要性を再確認した上で、介護給付費の伸びを抑え気味の当初予算となっていました。しかし、7期計画の成果が結果として出ていないので、今回の補正は実績に基づいて出させていただきましたとの答弁でした。

介護度の上昇の内訳はわかりますかの問いに、要介護認定の認定者数は、ほぼ横ばいです。給付費の伸びは、認定を受けてもサービスを受けていなかった方が受けられるようになったり、重度化が要因と考えられますとの答弁でした。

介護予防の取り組みを行い、給付を抑えていこうという方針ですが、その取り組みを見直す必要性はどう感じられますかの問いに、介護予防や重要度化予防を行わなければ、給付費はふえていきます。介護予防をされた方から効果が出ているので、大勢の方に關心を持っていただきたい。高齢者になってからではなく、全世代型の健康づくりを他の係と連携をとっていきたいとの答弁でした。

報告は以上です。

○議長（森田公明君） 以上で、委員長報告を終わります。

最初に、日程第11 議案第84号 令和元年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。  
討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。  
これより、議案第84号を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決です。  
委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第12 議案第85号 令和元年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ございますか。

小川議員。

○8番（小川純夫君） 先ほどから委員長の報告を聞いていると、賛成多数という報告ですけれども、どなたか反対がいたということでしょうかね。もし欠席の人がいて、そのことを配慮しているんでしたら、ちょっと変だと。これは出席しない人は採決に加われませんから、出た人で決めるべきで、全員賛成なら賛成と、そうすべきで、賛成多数というのはちょっと変じゃないかなと思いますけど。

○議長（森田公明君） 羽田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（羽田公夫君） そのような形になろうかと思えますけれども、当日では1名の方の欠席がありまして、ということでありましたので、当日では賛成多数という形で採決いたしました。

○議長（森田公明君） 小川議員。

○8番（小川純夫君） だから、そこんところがおかしいと思う。出席した人で決めるべきで、欠席していようがしていまいが、全員が賛成だったら、全員賛成とすべきだと。

○議長（森田公明君） 羽田委員長。

○社会文教常任委員長（羽田公夫君） そのように思いますので、以後の委員会におきましては、そのように対応でよろしいでしょうか。（発言する声あり）

○議長（森田公明君） ちょっと暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時08分

---

再 開 午前10時09分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。  
討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。  
これより、議案第85号を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決です。  
委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第13 議案第86号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。  
討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。  
これより、議案第86号を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決です。  
委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第87号 令和元年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第15 議案第88号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算(第3号)について

(町長提出)

◎日程第16 議案第89号 令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第14 議案第87号から日程第16 議案第89号までを一

括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（渡辺久人君） 議案第87号 令和元年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について、担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第83号は可決すべきものと決定しました。

質疑応答の内容は次のとおりです。

建設水道課別荘係。委員より、台風19号の災害において、学者村第2期で幹線道路のり面の崩落があったとのことだが、別荘利用者が孤立するようなことはなかったのか。学者村第2期の幹線道路崩落の応急工事が完了したとのことだが、観光施設事業特別会計で対応したのかに対し、管理センターにおいて迂回路を整備しましたので、孤立するようなことはありませんでした。この場所も含め、別荘地内の町道認定を受けている路線の被災箇所の復旧については、応急工事も含め、国の公共土木施設災害復旧事業などを導入して建設耕地係で対応しますとの回答。

議案第87号についての報告は以上です。

次に、議案第88号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第3号）について、担当課の説明の後、特段質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第89号 令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第2号）について、担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

建設水道課上下水道係。委員より、災害復旧に関して補助金をもらう予定はあるのか。仮設工事も補助対象になるのかに対し、大門落合については補助をもらう予定で進めている。対象となる見込みとの回答。

議案第89号についての報告は以上です。

総務経済常任委員会に付託された審査報告は以上です。

○議長（森田公明君） 以上で、委員長報告を終わります。

最初に、日程第14 議案第87号 令和元年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第87号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第88号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算(第3号)についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより、議案第88号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16 議案第89号 令和元年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算(第2号)についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより、議案第89号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。議案第89号は原案のとおり可決されました。

ここで10時25分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時16分

---

再 開 午前10時25分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、お諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 御異議なしと認め、追加した議案は本日即決とすることに決定いたしました。

---

◎日程第1 承認第9号 専決処分した損害賠償の額を定めることについての承認について

（町長提出）

◎日程第2 議案第91号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第3 議案第92号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第5号）について

（町長提出）

◎日程第4 議案第93号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

（町長提出）

◎日程第5 議案第94号 令和元年度長和町観光施設特別会計補正予算（第3号）について

（町長提出）

◎日程第6 議案第95号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第4号）について

（町長提出）

◎日程第7 議案第96号 長和町特定環境保全公共下水道長門水処理センター建設工事委託に関する協定の変更について

（町長提出）

◎日程第8 議案第97号 平成31年度（平成30年度繰越）長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業建築主体工事請負契約の変更について

ついて

(町長提出)

◎日程第9 議案第98号 平成31年度(平成30年度繰越)長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業機械設備工事請負契約の変更に  
ついて

(町長提出)

○議長(森田公明君) 追加議事日程第1 承認第9号 専決処分した損害賠償の額を定めること  
についての承認についてから日程第9 議案第98号 平成31年度(平成30年度繰越)長和町  
道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業機械設備工事請負契約の変更に  
ついてを一括して上程いた  
します。

全議案について町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 本議会に追加議案として提案をさせていただきました条例改正案1件、  
補正予算案4件、契約等の変更に関する案件3件について御説明を申し上げます。

まず、議案第91号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
きましては、県人事委員会の報告に伴い、県に準拠しております一般職の給料表等の改正を行うも  
のでございます。

次に、議案第92号 令和元年度長和町一般会計補正予算(第5号)につきまして、主な内容を  
説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、ただいま申し上げました一般職の職員の  
給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の補正のほか、災害復旧事業費の農業用施設用災害復旧  
で測量設計委託料を、林業施設災害復旧では測量設計委託料の単独から補助への組み替えと、小災  
害に該当する工事費の増額の歳出補正、財源といたしまして財政調整基金繰入金及び災害復旧事業  
債を計上をさせていただきました。

議案第93号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算(第4号)並びに議案第95号 令  
和元年度長和町上水道事業会計補正予算(第4号)につきましては、一般職の職員の給与に関する  
条例の一部改正に伴う人件費の補正となっております。

議案第94号 令和元年度長和町観光施設特別会計補正予算(第3号)につきましては、学者村  
別荘地、美し松別荘地での台風19号に関する被害の倒木処理、道路修繕等への対応をする歳出の  
補正を計上をさせていただきました。

議案第96号 長和町特定環境保全公共下水道長門水処理センター建設工事委託に関する協定の  
変更について説明をさせていただきます。

本事業は昨年度から2カ年にわたって事業を進めてきたところでございますが、事業費1億2,  
360万円のところ、最終的に事業費の確定に伴い109万円減額の事業費1億2,251万円と  
なる協定の変更をするものでございます。

議案第97号 平成31年度（平成30年度繰越）長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業建築主体工事請負契約の変更について、並びに議案第98号 当事業の機械設備工事請負契約の変更について説明をさせていただきます。

本事業の発注に当たりましては、建築主体、機械設備、電気設備工事に分類して発注をいたしまして、それぞれ順調に進捗をしておりますが、直売所から商業エリア間の下屋の延長を延ばす必要が生じたこと、それから直売所の設備関係の変更が生じたことなどから、請負契約の変更が必要になったものです。

以上、追加議案として提案させていただきました議案について概要を説明させていただきましたが、詳細につきましては御審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第1 承認第9号 専決処分した損害賠償の額を定めることについての承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長より詳細説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、承認第9号 専決処分をさせていただきました損害賠償の額を定めることについて、地方自治法関係規定により報告させていただきます。

1の2ページをごらんください。

損害賠償額は43万2,300円、相手方は千葉県柏市西町8の5、影山仁氏であります。事故の概要としましては、10月12日の未明、台風19号の豪雨によりまして、学者村別荘地内の道路ののり面が崩落し、影山氏の所有する別荘の一部を汚損したものであります。

町営別荘地内の事故としまして、影山氏に対して本別荘建物の外構、外壁の修繕と清掃経費43万2,300円を支払うものとしたしまして、11月22日に専決処分いたしました。

なお、修繕費用の43万2,300円は、町が保険契約に加入します長野県町村会の総合賠償保険の代理店から、相手方の指定する口座に支払われることになっております。

説明は以上です。御承認をよろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） 火事があったかないか、この辺についてはどうですか。

○議長（森田公明君） 金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） 火事ということではなくて、別荘地内の事故ということで、今回の賠償額を決めさせていただいております。

○議長（森田公明君） 柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） 事故、災害、台風による災害、雨量が多くてふだんは何もない。ときたま19号の台風の雨量が多くて崩落したと。それで、損害賠償というのは、それは災害で見るべきではないですか、どうですか。

○議長（森田公明君） 上野公一専門幹。

○建設水道課専門幹（上野公一君） この路線につきましては、平成29年の台風の際にも、別の場所でのり面の崩落が発生しております。町としてもこの路線の改良工事を計画的に行うこととしていたため、今回の保険会社との交渉の中で認めていただきました。

以上です。

○議長（森田公明君） よろしいですか。柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） そうすると、これは危険であったと承知していたんですけども、事情があつてその対策が滞っていたと。落ち度があつたという解釈でいいですね。

○議長（森田公明君） 上野専門幹。

○建設水道課専門幹（上野公一君） 落ち度があつたというのではなく、計画的に行うこととしていた路線であるという部分を、保険会社さんのほうでも認めていただきまして、今回の損害賠償対応としてお認めいただいたという形になっております。

○議長（森田公明君） 柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） 何年前からそうすると承知していたんですか、そこの箇所を。

○議長（森田公明君） 上野専門幹。

○建設水道課専門幹（上野公一君） 学者村の路線につきましては、急傾斜地に道路が走っていることもありまして、かなり危険な箇所が何箇所もございます。平成29年の災害については、そういう部分についても崩落の恐れがあるということで、国のほうの補助をいただいて対応してきた部分があります。

ですので、そういう中では今回も町道の復旧事業として行う部分もございますし、それぞれうちのほうの建設耕地係のほうとも協議しながら、順次補修工事、補強工事、改良工事等を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 柳澤議員、よろしいですか。

佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 今回のその補償の件なんですけど、いわゆる自然災害には起因されております。それが町道の自然災害ということなんですけど、余り類推適用をしていくと、非常に收拾がつかなくなってくると思うんですけど、学者村だからという話でしょうか。それとも、その辺の前提条件を教えていただきたいんですけど。

○議長（森田公明君） 上野専門幹。

○建設水道課専門幹（上野公一君） 先ほど総務課長のほうからも御説明がありましたけど、町が

管理する施設、つまり町営別荘地という、学者村町営別荘地という施設のエリアの中で起こった事故の補償としてお支払いをいただいたと。

つまり、オーナーさんと町のほうでは管理委託契約が結ばれている中で、区画内道路等につきましても、当然私どもの管理が及んでいるという部分をお認めいただいて、保険対応になったということでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 再確認ですが、別荘地内ということの前提条件でということで、それが今後町内全域には拡大しないという考えでよろしいでしょうか。

○議長（森田公明君） 上野専門幹。

○建設水道課専門幹（上野公一君） はい。そのように理解しております。

○議長（森田公明君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、承認第9号についてを採決いたします。

承認第9号を原案のとおり承認することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。承認第9号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第2 議案第91号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

担当課長より詳細説明を求めます。

金山総務課長。

○総務課長（金山睦夫君） それでは、追加議案書2の1ページをお願いいたします。

議案第91号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の内容としましては、2の2ページから2の18ページにありますとおり、別表給料表を県準抛の給料表へ改定し、平成31年4月1日から適用とするものでございます。

給料の引き上げ率は、若い職員を中心に平均0.08%となっております。このための人件費の補正も今回の追加議案の補正予算案に含まれておりまして、特別会計を含めた全体で104万6,000円となっております。

2点目に住宅手当について県に準拠して上限を700円引き上げ、2万7,700円とするもので、こちらは令和2年4月1日からの適用でございます。

以上、改正内容を説明させていただきましたが、全て県に準拠した改正となっておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第91号を採決いたします。

議案第91号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第92号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長より詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、議案書3ページをお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、議案第92号 令和元年度長和町一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

歳入歳出の補正につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に4,455万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ64億8,984万6,000円とするものでございます。

4ページをごらんください。

第2表地方債の補正につきましては、災害復旧事業債を2,910万円増額し、限度額を2億7,780万円とするものでございます。

詳細は9ページからになりますので、よろしくお願いたします。

歳入につきましては、災害復旧費国庫補助金が、農業及び林業施設関連合わせまして581万5,000円の増額となっております。

町債につきましては、災害復旧事業債の補助単独の組み替えがあり、農業用施設につきましては370万円を減額し、一般単独災害復旧事業債、小災害復旧事業債につきましては、合わせて3,280万円の増額とさせていただきました。合計では2,910万円の増額補正となっております。合わせまして財源不足を補うために財政調整基金の繰入金を充てております。

歳出につきましては、10ページからとなります。

先ほど総務課長のほうからも御説明がございましたが、人事院及び長野県人事委員会の勧告に伴

いまして、人件費の増額により、議会費から教育費までの関係する職員の給料、職員手当、共済費の増額補正を計上させていただきました。

15ページをお願いいたします。

款10の災害復旧事業費では、農業施設災害復旧の測量設計委託料、林業施設災害復旧では、測量設計委託料の単独から補助への組み替えと、13万円以上40万円未満の小災害に該当する工事費3,649万8,000円の増額補正をお願いしているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第92号を採決いたします。

議案第92号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第93号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長より詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、説明をさせていただきます。

4ページをお開きいただきまして、1ページ目をごらんください。

議案第93号 令和元年度長和町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算額の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,916万円となっております。総額には変更はございません。今回の補正理由につきましては、先ほどと同様、一般会計同様に、長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員給与費の補正となっております。

7ページ目をお開きください。

歳出ですけど、款1項1目1一般管理費につきましては、条例改正に基づきまして、介護保険特別会計職員人件費として2万4,000円を増額するもので、この増額分につきましては、款8項1目1予備費より充当をさせて対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第93号を採決いたします。

議案第93号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第94号 令和元年度長和町観光施設特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長より詳細説明を求めます。

上野建設水道課専門幹。

○建設水道課専門幹（上野公一君） それでは、追加議案書の5ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、去る10月12日からの台風19号により被災した町営別荘地の復旧に伴う経費の補正でございます。

今回の台風につきましては、学者村別荘地を中心に豪雨によるのり面の崩壊、未舗装路面の洗掘、別荘地内の立木の倒木が発生いたしました。これらに伴う別荘区画内への土砂の流入や倒木による建物の被害も8棟確認しております。しかし、いずれも軽微な被害でございます。

管理センターでは、台風接近の前日から、職員の待機、資機材の確保、伐採業者の事前手配等を行い、台風通過後の10月13日から復旧作業に入り、区画内道路につきましては、応急復旧の場所もございますけれども、現在全て通行可能になっております。

それでは、議案書の1ページをごらんください。

条文予算2条にございますけれども、今回の災害復旧経費につきましては、総額では359万8,000円となりますが、事業費の組み替えや予備費の充当により、歳入歳出の増額はせず、全体予算の総額は1億978万3,000円が変わらずでございます。

詳細につきましては、7ページをごらんいただきたいと思います。

款の1総務費、項の1総務管理費の歳出で、目の2別荘地、総務管理費で松くい虫の被害伐採事業費で40万円の減。

続きまして、目の3の学者村別荘地管理費の学者村別荘地管理事業の中で、節の11需用費では、災害時に使用した車両の修繕や、ブルーシートなどの消耗品購入で65万円。

その下、節の13委託料では、測量費用30万円を減額し、台風による倒木等の除去費用の170万円と、復旧作業を支援していただきましたシルバー人材センターへの委託料として28万8,

000円を計上。

節の14賃借料で、重機借り上げ料として53万円。

節の15工事請負費を40万円減をいたしまして、節の16原材料費も20万円を災害復旧事業費に振りかえました。

目の4美し松別荘地のほうでございますけれども、こちらにつきましては、災害時に使用した水中ポンプの借上費用3万円と、洗掘された区画内道路の修繕工事費用で20万円を、応急工事費のほうで23万円減額し、充当するものでございます。これらの減額、増減を行いまして、不足する206万8,000円を、おめくりいただきました8ページ、款の3予備費で充当するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 済みません、7ページの松くい虫の食害伐採委託を40万円下げたということなんですが、これは今期やらないということでしょうか。費用を捻出するためにしたということでしょうか。

○議長（森田公明君） 上野専門幹。

○建設水道課専門幹（上野公一君） 松くい虫事業につきましては、学者村でマツクイムシ被害が多発しており、被害が出ているということで例年実施をしておりますが、今回台風被害があったということで、倒木処理をせざるを得ないということの中で緊急的な伐採費用、約10万円ぐらいを残した中で、残りは災害復旧のほうの倒木処理に充てたいということで、減額補正をさせていただくものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） ほかに質疑はございますか。

柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） 被害木ね。被害木、いいですか、予算計上してありますが、これは個人の別荘地内にある立木ね。これも入っているんですか。それとも、町有地だけなんですか、どうなんですか。

○議長（森田公明君） 上野専門幹。

○建設水道課専門幹（上野公一君） 今回の補正の中には、個人間の倒木の除去費用は計上しておりません。前回の台風でも同様の対応を行いましたけれども、あくまでも相対の対応、また個人対応をお願いをしています。

しかし、遠方のオーナーさんもいらっしゃいますので、管理センターが間に入った中で、業者からの見積もり等をお示ししながら対応をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（森田公明君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第94号を採決いたします。

議案第94号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第95号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長より詳細説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、議案書の6ページ、令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第4号）をごらんください。

1枚おめくりいただきまして、1ページをお願いします。

議案第95号 令和元年度長和町上水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。収益的収支の補正第2条令和元年度長和町上水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

第1款水道事業費用、既決予定額2億8,367万7,000円、補正予算額2万5,000円、計2億8,370万2,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書第4号でございますが、収益的支出の第1水道事業費用項1営業費用目4総係費でございますが、給与改定に伴う人件費で2万5,000円増額させていただくものでございます。

説明については以上でございます。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第95号を採決いたします。

議案第95号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第96号から、日程第9 議案第98号を一括して議題とし、審議に付します。

担当課長より詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田仁史君） それでは、議案書7の1ページをごらんください。

議案第96号 長和町特定環境保全公共下水道長門水処理センター建設工事委託に関する協定の変更について御説明を申し上げます。

平成31年3月19日に議決された長和町特定環境保全公共下水道長門水処理センターの建設工事委託に関する協定の変更について、下記のとおり変更する協定を締結するため、地方自治法第96条第1項5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、記載の工事委託に関する協定の締結でございまして、変更前の金額が1億2,360万円、変更後の金額が1億2,251万円、変更による減額は109万円となります。

契約の相手方は、東京都文京区湯島二丁目31番地27号、日本下水道事業団、代表者、理事長辻原俊博でございます。

7の2ページの協定書の写しをごらんください。

平成30年度と本年度の2カ年にわたる事業でございまして、工事内容の確定・精算に伴いまして、第1条にありますとおり、既存の1億2,360万円から109万円を減額し、1億2,251万円とするものでございます。

なお、1億2,251万円の内訳は、第1条中下段の表の3,260万円と8,991万円を合計したものとなっております。

続きまして、議案第97号 平成31年度（平成30年度繰越）長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業建築主体工事請負契約の変更について、御説明を申し上げます。

議案書8の1ページをごらんください。

議案第97号 令和元年5月31日に議決された、平成31年度（平成30年度繰越）長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業建築主体工事請負契約について、下記のとおり変更する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、記載の工事請負契約変更の締結でございまして、変更前の金額が2億4,805万円、変更後の金額が2億6,285万3,800円、変更による増額は1,480万3,800円となります。

契約の相手は、長野県上田市踏入二丁目1番17号、宮下・モリケン特定建設工事共同企業体、

代表者、株式会社宮下組、代表取締役石塚博敏でございます。

8の2ページ、仮契約書の写しをごらんください。

この工事につきましては、地方創生拠点整備交付金を活用し、繰越事業として5月より整備を進めている大型農畜産物直売所工事の建築主体工事に係る変更でございます。

主な内容といたしましては、一連の工事として行っております、直売所から商業エリア間の議案の延長を一部残したことが大きな要因となっております。当初発注時の実施計画の段階では、菜の花館前の部分につきましてはの下屋は、関係者と打ち合わせをした中で実施しないこととしておりましたが、工事を進めていく中で、道の駅内での一体感をもって整備をしたほうがよいということから、40メートル分を追加施工させていただくものでございます。

また、別事業で実施する冷蔵冷凍重機の導入に伴いまして、冷媒管布設のための溝などの設置、雨配水管及び排水ますを1カ所増設したこと等による変更契約をお願いするものでございます。

工期につきましては、変更はございませんで、令和2年の2月29日の竣工予定ということでございます。

続きまして、議案書9の1ページをごらんください。

議案第98号 平成31年度（平成30年度繰越）長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業機械設備工事請負契約の変更についてでございます。

令和元年5月31日に議決された、平成31年度（平成30年度繰越）長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業機械設備工事請負契約について、下記のとおり変更する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、記載の工事請負契約変更の締結でございまして、変更前の金額が5,335万円、変更後の金額が5,566万3,300円、変更による増額は231万3,300円となります。

契約の相手は、長野県小県郡長和町古町411-3、有限会社信越工業、代表取締役森田茂夫でございます。

9の2ページ、仮契約書の写しをごらんください。

こちらの工期の変更はなく、令和2年2月29日竣工の予定となっております。この事業につきましても、地方創生拠点整備交付金を活用して整備を進めている大型農畜産物直売所の機械設備工事に係る変更でございます。

主な内容といたしましては、加工室内部の空調・排気設備について、当初設計では一般用の空調機器を採用しておりましたが、部屋の性質上、油分を含んだ空気を循環する可能性が考えられることから、仕様を変更したことなどによる変更契約をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

最初に、日程第7 議案第96号 長和町特定環境保全公共下水道長門水処理センター建設工事

委託に関する協定の変更についての質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより、議案第96号を採決いたします。

議案第96号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第97号 平成31年度(平成30年度繰越)長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業建築主体工事請負契約の変更についての質疑を行います。質疑ございますか。

○1番(佐藤恵一君) 商業エリアの延長ということで、菜の花館のところが多分途切れたということだと思うんですが、これをつなげたほうがいいという決定者はどなたになるのでしょうか。

○議長(森田公明君) 藤田産業振興課長。

○産業振興課長(藤田健司君) これはいろいろ経過がございまして、計画を進めている中で、関係者からは要らないよということで設計を進めました。

いろいろ、その後なんですけれども、菜の花館さんのほうから、やっぱりうちの前もお願いしますということで、再度要望といいますかお願いがございましたので、全体のエリアからしますと、やっぱり見た目の部分もありますので、やるようにしました。

決定者ということなんですけど、一応契約者、予算執行者は町でありますので、町のほうだということで解釈していただければよろしいかと思えます。

○議長(森田公明君) 佐藤議員。

○1番(佐藤恵一君) 町の決定ということ。ということは、「はい。いいですよ」と言ったのは課長なんですか。

○議長(森田公明君) 藤田課長。

○産業振興課長(藤田健司君) 経過を全部理事者等にも説明をいたしまして、そういうことで工事を進めようということでございます。

以上です。

○1番(佐藤恵一君) はい。わかりました。

○議長(森田公明君) ほかに質疑はございませんか。

柳澤議員。

○7番(柳澤貞司君) 40メートルで変更額が全部で1,400万円。この内容をもう少し文書で一回出すことはできないんですか。何が幾らで、結局合計が1,400万円だと文章で、書面で。出せる、出せない。

○議長（森田公明君） 藤田課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 変更の金額の増額の明細ということですね。設計に申しつけて、それは出せます。

○議長（森田公明君） 柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） 当然最初にもう図面をつけて出すのは当たり前だと思いますよ。それから、もう済んじゃったことですから、人件費もそうですよ。一人どこだっけな、給料も値上げになったと。何を、なら対象だとかさ、そういう細かいことを説明したらどうですか。いいものがあれば早く出してください。

○産業振興課長（藤田健司君） 提出するようにいたしますので、よろしくお願いします。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 申しわけございません。追加で質問させていただきます。

財源なんですけど、地方創生拠点整備交付金だということなんですけど、交付金の追加はとれるんでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田課長。

○産業振興課長（藤田健司君） これは繰越事業となっておりますので、現在確定しているものの工事ということになっております。追加ということはありません。追加ではありません。

○1番（佐藤恵一君） 補助金は出ないということでしょうか。

○企画財政課長（藤田仁史君） はい。この事業につきましては、交付金の事業で行っておりますので、その対象の中ということでございます。補助金と起債ですね。

○1番（佐藤恵一君） わかりました。

○議長（森田公明君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第97号を採決いたします。

議案第97号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第98号 平成31年度（平成30年度繰越）長和町道の駅エリア大型農畜産物直売所建設事業機械設備工事請負契約の変更についての質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより、議案第98号を採決いたします。

議案第98号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。議案第98号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長(森田公明君) 以上で、令和元年12月長和町議会第4回定例会を閉会といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 御異議なしと認め、令和元年12月長和町議会第4回定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

---

閉 会 午前11時10分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会前議長 田 村 孝 浩

長和町議会前副議長 羽 田 公 夫

長和町議会議長 森 田 公 明

長和町議会議員 田 福 光 規

長和町議会議員 小 川 純 夫

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会前議長

長和町議会前副議長

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員